

平成28年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月8日(火曜日)			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月10日 10時00分 島袋義範議長宣言			
散 会	3月10日 17時08分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 (応 招 議 員)	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島田勝雄君 主 査 知念一史君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	並 里 晴 男 君
	教育行政課長	大 城 強 君	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君
	会 計 管 理 者	知 念 弘 和 君	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君
	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君	福 祉 課 長	金 城 和 廣 君
	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	医 療 保 健 課 長	亀 里 裕 治 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君
総務課長補佐	山 城 直 也 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成28年第2回伊江村議会定例会議事日程（第3号）

平成28年3月10日（木）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	議案第34号	伊江村条例の用語等の統一に関する措置条例の一部を改正する条例の制定について
第2	議案第35号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第3	議案第36号	伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第4	議案第41号	伊江村健康づくり推進協議会設置条例の制定について
第5	議案第37号	特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第38号	伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第39号	伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第40号	伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第42号	沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について
第10	議案第43号	伊江村村民レク広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第44号	伊江村コミュニティー施設の指定管理者の指定について
第12	議案第45号	伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第13	議案第46号	村営西崎第2地区土地改良事業計画変更について
第14	議案第16号	平成27年度伊江村一般会計補正予算（第8号）
第15	議案第17号	平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第6号）
第16	議案第18号	平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第17	議案第19号	平成27年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第18	議案第20号	平成27年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）
第19	議案第21号	平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第3号）

○ 議長 島袋義範君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会3日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 議案第34号 伊江村条例の用語等の統一に関する措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは議案第34号の提案の前に、大変済みませんが、誤りもありますので、訂正をさせていただきます。2ページ目、改正条例の中身なのですが、附則の上の2行目ですね。「内閣告示第2号)」を「昭和22年内閣告示第3号)」となっていますが、大変申しわけございませんが、「昭和22年」を「平成22年」に訂正をお願いいたします。そして、開けまして新旧対照表がつけてございますが、その中でも改正前と改正後がありますが、改正後の一番下のほうの第2条の(3)送り仮名の付け方(昭和22年内閣告示第3号)となっておりますが、ここ「昭和」を「平成」に訂正をお願いいたします。おわびして、訂正をお願い申し上げます。

それでは議案第34号 伊江村条例の用語等の統一に関する措置条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

内閣訓令第1号「公用文における漢字使用等について」が定められたことに伴い、法令における漢字使用等について変更が必要であるため、本条例の一部を改正する必要があるため、条例を提案するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうがわかりやすいと思いますので、新旧対照表を開けていただきたいと思います。まず改正前の第2条の第1号、第2条の1項の1号 常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)を、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に、改正を改めたいと思います。

それと2号のほうで、改正前の公用文における漢字使用等について(昭和56年内閣第138号)を(平成22年内閣訓令第1号)に改めたいと思います。

そして改正前の第3号を削りまして、第4号を第3号に繰り上げて、送り仮名の付け方(平成22年内閣告示第3号)に改めたいと思います。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ということでございます。内閣の内閣漢字表が漢字の使用等についてということで、失礼しました。

内閣告示第3号というのは、送り仮名の付け方であります。そして内閣訓令第1号が常用漢字の定めということで、公用文に使う常用漢字がこのように訓令第1号で変わりましたということと。内閣告示の第3号で送り仮名の付け方が変わりましたということの、今回の改正の内容となっております。

以上で、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第34号 伊江村条例の用語等の統一に関する措置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号 伊江村条例の用語等の統一に関する措置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理並びに期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の特別職との均衡を考慮し、本条例の一部を改正する必要があるため、条例を提案するものでございます。条例の詳細につきまして、総務課長から説明させますので、よろしく、御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

御説明申し上げます。

2月5日の臨時議会におきまして、期末手当の支給割合については、議案を調定し御審議の上、議決をいただきましたが、掛け率に誤りがあることを、議会後に知ることとなり、今回の3月定例議会において、改めて提案させていただく部分がございます。

内容の説明の前に、まずは掛け率の誤りという事務的な手続に不手際があったことをおわび申し上げたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

それでは新旧対照表をもとに御説明申し上げます。第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。第4条第2項中「、100分の172.5」を「、100分の167.5」に改めます。

第2条については、第1条で改正した0.05月分の引き下げ分を、6月と12月に0.025月分ずつ振り分けて支給割合を均衡させるという条例の改正になっております。

改正文を御説明します。第4条第2項中「、100分の152.5」を「、100分の150」に、「、100分の167.5」を「、100分の165」に改める。というものであります。

第3条については、第1条に次の1号を加える。教育長を加えとし、別表第2中「村長、副村長」を「村長、副村長、教育長」に改めるものです。

別表第3中「副村長」を「副村長、教育長」に、「村長、副村長」を「村長、副村長、教育長」に改める。というものでございます。

附則においては、第1条で、(施行期日等)を規定し、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。とするものでございます。

第2条では、第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用するというものでございます。つまり遡及するというところでございます。

第3条(期末手当の内払)改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員で

常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。というものでございます。

(経過措置) といったしましては、第4条 第3条の規定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第2条第1項の場合においては適用せず、なお従前の例によるものとする。としておりまして、旧教育長に関する経過措置を明記してございます。以上で、議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びに改正内容についての説明とさせていただきます、議員各位の御質疑にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第36号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

伊江村特別職の期末手当の支給割合が改定されることを考慮し、本条例の一部を改正する必要があるため、条例を提案するものでございます。

なお、この件につきましても、総務課長から条例の中身を説明させますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

御説明申し上げます。期末手当の支給割合につきまして、事務的な手続に不手際があったことをおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは議案第36号の1ページをめくっていただき、改正文または新旧対照表をごらんください。

第1条 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。第5条第2項中「、100分の172.5」を「、100分の167.5」に改めます。

第2条については、第1条で改正した0.05月分の引き下げ分を6月と12月に0.025月分ずつ振り分けて、

支給割合を均衡させるという条例改正となっております。改正文で御説明します。第5条第2項中「、100分の152.5」を「、100分の150」に、「、100分の167.5」を「、100分の165」に改めるというものであります。

なお、附則においては、第1条で（施行期日等）を規定し、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。とするものでございます。

第2条では、第1条の規定による改正後の伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用するというものです。

第3条（期末手当の内払）改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。というものでございます。

以上で、議案第36号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由の説明とさせていただきます、議員皆様の御質疑にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第36号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号 伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 伊江村健康づくり推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第41号 伊江村健康づくり推進協議会設置条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

伊江村の健康づくり推進協議会は、村民の保健、健康増進を図るために、昭和62年3月10日に会則により協議会をこれまで運営してきましたが、協議会の性質上、条例制定が適正であるということから、平成28年度は村の健康づくりの骨格をなす、健康増進計画を策定する予定にしております。そういうことから、広く村民の意見を反映していく中で、組織の編成が必要となりますので、今回の条例制定をしていきたいというのが、今回の提案理由でございます。

それでは、ページを開けていただきまして、設置条例の中身を御説明させていただきます。第1条（設置）村民の健康づくりに寄与するなど、協議会の目的をうたっております。第2条は、目的を達成するための事業の内容について、審議する内容をうたっております。

第3条は、（組織）の構成でございます。第4条（任期）委員の任期、そして第5条で、（会長及び副会長）会長1名、副会長2名を置くとしてございます。

第6条（会議）では、協議会の招集、そしてページを開けていただきまして、議事の決し方について、う

たっております。

第7条は、(関係議員の出席等) 関係職員の出席等について、うたっております。

第8条は(専門部会)、協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。と定めております。

第9条(庶務)は、医療保健課において処理するものとしております。第

第10条(報酬)で、委員の報酬について、伊江村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例によるものとする。というふううたっております。

第11条(委任)、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が協議会に諮り、別に定める。とうたっております。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

以上が、条例の中身でございます。以上で、提案理由並びに条例の説明といたします。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第41号 伊江村健康づくり推進協議会設置条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号 伊江村健康づくり推進協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第37号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第37号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理、そして行政不服審査会の設置等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるために、本条例を提案するものでございます。

なお、条例の詳細につきまして、総務課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

1ページをめくっていただきまして、改正文で御説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正内容につきましては、主に別表の改正でございます。

別表教育委員会の項を次のように改めます。月額報酬、費用弁償、旅費の県内、県外、宿泊料の本島、先島、県外をこの金額は既定してございます。さらに別表の振興計画審議会委員の項の次に次のように加える。とするものでございます。行政不服審査会委員、健康づくり推進協議会委員、障がい者自立支援協議会委員を規定してございます。さらに別表中、スポーツ推進委員、消防団の項を改めるとともに、同表の救急業務取扱員の項区分の欄中、「看護婦」を「看護師」に改め、同表に次のように加える。別表欄外の部分を削る。ものでございます。

なお、附則でこの条例は、平成28年4月1日から施行するとしてございまして、改正後の別表の規定（教育委員会の項に係る部分に限る。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第2条第1項の場合においては適用せず、なお従前の例によるものといたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます、議員の皆様の御質疑にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第38号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

消防団本部員の日額報酬との均衡を考慮し、本条例の一部を改正したいと思いますので、条例を提案するものでございます。

なお、詳細につきまして、また総務課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

1ページをめくっていただきまして、改正文をごらんください。

第9条第2項中「7,000円」を「8,500円」に改める。とするものでございます。なお、附則でこの条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

今回の一部改正につきましては、先ほどの議案第37号において、別表の消防本部員の日額報酬が改正され

ております。ちょっと振り返っていただきますと、別表の中に、消防団の欄がございまして、消防本部員というのが下にございます。日額で8,500円という規定が、議案第37号のほうで議決いただいておりますが、それに伴いまして、消防本部員、夜とか土日、役場のほうで待機をするわけなんです、その方々が急に休んだりとか、いろんな都合があつて、職員が変わらざるを得ない場合がございます。その場合に特殊勤務手当として、職員に支給するものとして、今回の伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要があるため、9条2項で「7,000円」から「8,500円」に改める。とするものでございます。

附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしてございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます、議員皆様の御質疑にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻10時25分)

再開します。

(再開時刻10時28分)

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

この条例は、前の条例第38号ですか。37号で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定で、給料表、手当日額、この表でもう既に「7,000円」から「8,500円」にするということが決められているわけです。表で。本部員ですよ。これを給料手当の表で、議案第37号でもう既に決まっているわけです。またその後の条例を改正するということは、この議案の提案の仕方が間違いではないかと、前後、議案第38号を先にやるべき問題ではないかと思うんですが、どうですか。条例を改正してから、この手当の表を変えるべきではないか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

名嘉議員の御質疑に的確に答えられるかどうか、わかりませんが、まず議案第37号がありきといたしますか、先にありまして、特別職の職員で非常勤のものの、職員ではないわけです。特別の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部をまず先に改正が必要であったわけです。必然的に。そもそも今回、議会の中で行政不服審査会も設置されました。健康づくり推進協議会も設置されました。障がい者自立支援協議会も設置されたということと、また消防団の本部員の日額をふやしたいと。負担とか、そういったものもありまして、金額的に見直していきたいということが先にありまして、その後、この本部員がいない場合に、職員がかわったときに、同じ額を支給したいということで、後からくるのがこの職員の特殊勤務手当というふうになりますので、先に特別職の職員の報酬及び費用弁償を改正し、その後に職員の特殊勤務手当を改正したいという流れになってございますので、順序としてはこれで適正なのかなというふうに認識をしております。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時32分)

再開します。

(再開時刻10時34分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第38号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第39号 伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第39号 伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理並びに医療職員の職務の見直しを行うため、伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものでございます。条例の詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

それでは御説明申し上げます。1ページ、2ページをめくっていただきまして、この場合は新旧対照表のほうが見やすいかと思いますので、それで御説明を申し上げます。

第1条（伊江村職員の給与に関する条例の一部改正）でございます。第1条中「第6項」を「第5項」に改めます。第5条中「別表第3のとおりとする。」を「等級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとする。」に改めます。

第12条の2第2項中「当該各号に掲げる額とする。」を「それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする」に改め、同項各号を次のように改めるものでございます。

（1）月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額。

（2）月額2万3,000円を越える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を越えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額。

従来、1号の中にア、イと表記してございましたが、1号、2号に改める措置でございます。別表第3中「行政職等給料表級別標準職務表」を「行政職給料表 等級別基準職務表」に、「行なう」を「行う」に削る形です。に改め、同表≪第2番目の段落〔イ 医療職給料表（1）級別標準職務表〕≫及び≪第3番目の段落〔ウ 医療職給料表（2）級別標準職務表〕≫中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に改め、同表中「臨床工学技師」を「臨床工学技士」に、「4級看護師長」を「4級看護師長、保健師長」に改めます。

次のページでございます。第2条（伊江村職員の勤務時間に関する条例の一部改正）でございます。第1条中「第6項」を「第5項」に改め、第4条の4第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えます。

第3条（伊江村職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）でございます。第1条中「第6項」を「第5項」に改めるといふものでございます。

なお附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行する。としております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます、議員皆様の御質疑にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第39号 伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号 伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第40号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

これまでの経緯といたしまして、平成16年度から開始をいたしました伊江村出産祝金を、平成26年度に幅広く子育て支援に役立てるようということで、伊江村子育て支援金へ名称を変更いたしました。その後、平成26年度、平成27年度に引き続き、今回で3回目の改正となりますが、今回は子育てに係る費用をより手厚く支援することで、安心して出産、子育てのできる環境の創出を図り、少子化対策、人口維持に資することを目的として、本条例を改正したいと思ひ、提案するものでございます。

それでは資料の新旧対照表を開けていただいたほうがわかりやすいと思ひますので、新旧対照表を、ページを開けていただきたいと思います。

改正前の第3条ですが、子育て支援金の額は、第1子は「5万円」を、今回の改正でもって第1子「20万円」に、それから第2子、改正前「10万円」を、改正後第2子「30万円」に、第3子以降「20万円」を、第3子を「50万円」、そして第4子を「80万円」、第5子以降を「100万円」に改正をしたいというふう思っております。

第5子以降は、100万円と大幅に支援金を引き上げる内容でございますが、そういうふうな今回、改正をしたいと思ひます。

第3条の2号で、「この順位については」、「この」とありますが、これを「前項の順位」については、同一世帯で扶養の実態に基づき、村長が決定する。

附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行したいというふうに考えております。この第2項のことなんですけど、例えば再婚の場合ですね、例えば2人いる女性の方が、シングルマザーが2人いるときに、2人子どものいる男性と再婚をした場合、そのときに、その4人の子ども全てが認知をして、そして扶養をした場合に、その間に生まれた子どもが5人目というふうに換算をするのか。この女性は3名しか子どもを産んでいないということになるわけなんですけれども、そのときには、子育て支援の立場から、やはり小さい子が4人、5人目になるということを考えると、先の出産祝金の考え方ではなくて、子育て支援という立場から5人目というふうに扶養をしている実態が明らかである場合には、5人目というふうに換算をしていこうというふうな内容でございます。御審議のほどをお願いを申し上げたいと思います。

以上で、例えの例も出しましたが、いろんな例があると思いますが、ひとつ御審議のほどをお願い申し上げます。以上で、説明といたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

今回の思いやりですか。本当に「第5子から100万円」という金額で、大変びっくりはしているんですけども、確か10何年前に、私たち議会のほうでも、福島県の矢祭町のところに行って、向こうのほうは「第3子から100万円」をあげていたわけですけども、今回のその100万円、第1子から5子まで増額をしておりますけれども、このあげ方ですね。これは生まれたこの年内に一括であげるのか。どのような方法で、祝金これをあげるのかですね。

それともう一つ、先ほど副村長のほうから詳しく、例を挙げられたんですけども、例えばこれを目当てというか。これとてもビックニュースになると思うんですけども、これを聞いた全国の皆さんが、これはいいなということで、この目的で入村する。伊江島に来るといふことの計画も考えてやっているのかですね。すぐ該当するのかなどか。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

ただいまの質問にお答えいたします。

まず助成の方法についてなんですけど、まずお子様が生まれますと、まず保健師による新生児訪問という制度がありまして、その中で助成の方法を説明しています。それによって医療保健課の窓口には保護者の皆様がお父さんだったり、お母さんだったり申請に来て、その後年内に支払うということになります。年度内に処理するという事です。生まれた日を対象にします。年度内に。

それからあと1点は、入居に関してのことなんですけど、目的の中に人口の維持、少子化対策ということがありますので、その辺の規定は、たしかいろいろと規定があったかとは思いますが、今ちょっと手元に資料がないものですから、またあとで担当と確認をして、また詳細を御説明したいと思います。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

1年以内に、例えば何カ月以内にこれを目的で入居、伊江島に来たときに、1年以内でもすぐあげるの

かと言いたかったわけです。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

いくつかの回答書がありますが、まずは今現在、ふるさと出産というのがあるんですよ。例えば大和に伊江島出身の方がいて、伊江島に帰ってきて、もちろん住所を移すんですが、出産をしてすぐさま、また大和に戻られる方が実際、現実としてありました。出産後住み続けるというような規定を、あれは何か月だったか。後で説明したいと思います。

あるいは今回もおめでたしましたと。このついでにもう島で今後居住したいということで、8カ月、もう生まれる寸前になって伊江島に住居を移して、そして出産をして、ですから住所を移して何か月以内ということではなくして、出産をした後に住み続けるというときには該当させましょうかというような、いろんな方法でもって検討いたしましたので、その中身をちょっと説明、持っていますか。

いろいろとお話し合いをした結果、議論した結果がありますので、後ほどまた答弁させたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時49分)

再開します。

(再開時刻10時51分)

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

先ほどの渡久地議員の御質疑にお答えします。

まず出生前90日前に伊江村に住所を移す者、そして出産後も引き続き、伊江村に居住する者としております。

それから教員、学校の先生は、入居の手続等がありますので、特例として村長が認めるものとしております。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

子育て支援金、大変これから子育てをする皆さんには、大変ありがたいと思うのでありますが、この子育て支援金を支給をした後の出生について、産まれた子どもの推移はどのようになっていますか、お伺いします。

それと、非常に少子化対策ということ、少子高齢化のこの対策の一環だと思うんですが、私たちが子育てをしているとき、あるいは私たちの親が子育てをしているとき、生活というのは、今よりも非常に苦しかったと思うんです。農漁業を中心として、当時はそういった出生の支援金なるものはなかったのではないかと思うのであります。

これも一般財源という見地からすると、この金額は果たして妥当なのかなという思いもあるんですが、これまでのこの支援金を捻出したあとの出生の数を教えていただきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

出生数については、去年支援金を引き上げをして、平成26年度は28人の方に採用をしております。それか

ら今年も、今現在で30人の方に助成金を支援しております。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

この子育て支援金に関して、内田議員のほうから一般財源というお話がございましたけれども、昨年のこの支給金額の改定時におきまして、地方創生事業の補助をいただきまして、平成27年度においてはこの地方創生戦略事業の中の先行型というのがございまして、それを充てて支給をしているところでございます。平成28年度以降もこれを引き続きやりたいなということで、村としては考えておりますが、先日もお話をしたとおり、この総合戦略を策定は3月末とするわけなんです、その後にもまた再生計画なるものをまた策定しなければならないというところのまたハードルもございまして、なるべくこの支援金に関しましてもその補助金が適用できるように、村としては努力してまいりたいというふうに考えております。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

私からも少しだけ答弁をさせていただきたいと思っております。

確かに平成16年に出産祝金という部分で、制度を創設をしまして、これまで何度かの改定も行ってきておりますが、内田議員がおっしゃるとおり、その結婚祝い金、あるいは子育て支援金がこれまでのこの出生数の増にどのような効果、その辺も検証すべきだと思いますが、ただ私が感じている中では、こう年度によって若干、増減がある中で、一定の成果はこれまではあったというような認識はしておりますが、いろいろな中で、この子育て支援金として拡充をした中で、相当の効果が目に見えてあったとかという部分は、私たちとしても、こう実感として感じていない部分もありました。そういう中で、今回地方創生という中で、やはり地方創生というのは、人口減少を克服をして、人口増をしていくというのが、一番のこの法の趣旨ですから、そういう部分で、庁議でもこの金額については、いろいろと議論をしながら設定をしていただいたという部分で、内田議員がおっしゃるとおり、これが全て一般財源であれば、いろいろなものの解釈の仕方、考え方があろうかと思いますが、一応は今、国からの交付金が充当をして、できれば効果が出て、人口が自然的にこうふえていく効果が見られるのであれば、将来的にもずっとその金額でいきたいと思っておりますが、それは5年ぐらいの間隔で見えていく必要もあろうかと思っております。

この子育て支援金という部分については、皆さん御存じのとおりこの子どもを産んで育てていくまでに、行政を含めて、地域、社会、全てで子どもたちを育てていく。あるいはそういうような感じにしないと、なかなか子どもの出産数の伸びに、なかなかふえていかないというような部分も含めて、その子育て支援金の今回の大幅な拡充によって、自然的な出生数がふえて、島の人口増につながっていくようなことを期待もして、今回提案をしておりますので、これが議決いただいた後には、村内における出生数が増加していくという部分を期待をしたいと思っております。

いずれにしても、非常に金額を大幅に改定したいという部分で提案をしておりますので、私たちも今後これをした後の、どのような効果があるかという部分は、今後村としても検証をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

この子育て支援金については、大変本当に子育て中の皆さんには喜ばれることだと思いますし、少子化対

策ということももちろんあるわけですから、ただいま村長の話のように、大分期待をしてという部分が多いと思いますが、これを大幅増にするときに、大体どのぐらいの人数を想定をしているのか。ちょっとお聞かせを願えますか。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

お答えします。あくまでも予算上の今、お話をさせていただくと、平成28年度は30人を見込んでの予算計上をしております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

答弁はできましたら、医療保健課長よりか正、副村長でよろしくお願ひしたいと思います。

3月、きのうの沖縄タイムスで、島袋村長の朋友の宮城国頭村長が、給食費無料の拡充と定住促進を政策にして、無投票で2期目を出されましたので、私もかなり懇親していますので、きのう早速、電話を入れましたら、喜んでおりました。

そこで私から、この今回の子育て支援の増額について、本当にもろ手を挙げて賛成します。こうして平成16年出産祝金がここまで発展していっていることを、大変喜んでいる反面ですね。少し不安材料といいたいでしょうか。もあります。と言いますのは、1子が4倍にふえるわけです。そして2子が3倍にふえるわけです。そして3子が2.5倍にふえるわけです。そして4子、5子は新たな科目となっているんです。そしてそこで私がこの4倍、3.5倍、2.5倍これ新たな項目を設けて、ここではどんぶりではいけないんですよ。我々監査委員から見ると、どんぶりではいけない。何かの根拠があって、それだけのことを私は増額したと思っています。そこでこの増額率について、何か根拠があったら示していただけませんか。そうしないと、私たちもただどんぶりでやりますよと。ただ喜ばれるからやりますよということでは、私たち監査委員の立場から少し不具合がありましたら、その辺きちんと説明をしていただけませんか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

はい。お答えをさせていただきます。増額の倍率の部分をもって、その辺の金額は決めたということはありません。先ほども申し上げましたが、これは医療保健課の担当ですが、金額については庁議でいろんな角度から、やはり子育て支援金として、今後子育てをしていくという皆さんをどのようにして支援をしていくという最初の一時金ではありますけれども、そういう意味合いからして、今の「5万円」を「第1子20万円」という部分から始まってやったときに、村の今後の子育てに対しての支援していくというような姿勢を出すときに、その金額の方法でやっていたほうがインパクトも強いし、それぐらいやると、やはり現役の出産を控えている世帯についても、非常に支援になるという部分を、この世帯のほうを受け取りやすいという部分で、金額をやりました。

私が考えるに、その出産育児、子育て支援金のこの祝金は、子育ての始まりですから、伊江村の今後の子育ての最初のスタートとして、これから始まって、先ほど亀里議員からもありましたが、いろんな子育て支援、今でも給食費いろんな部分でやっていますが、さらにその辺の保育料の問題がある。幼稚園料の問題、あるいは給食費の問題もありますが、今後村として、なおかつ拡充して支援していくというような、最初の伊江村の子育て支援に対するもっともっと支援していきますよという部分の姿勢の最初のスタートとして、

インパクトとしてそういう子育てができるような世帯、現役世帯に対しての強い支援するというシグナルと
いいますか。効果を与えるというような部分で、庁議の中ではその金額のほうに落ち着いたという経緯で、
議員がおっしゃるようなこの倍率の本当にすみません。そういうふやす倍率については、この中で話し合い
はしていないわけですが、ただ私としては、庁議の中でもやはり最初の入り口として、それだけ村として今
後は子育て支援が村として、これだけ一生懸命やりますという部分の最初の入り口として、それぐらいの金
額でやったほうが、村として適正な金額ではないかという部分で、設定をさせていただきました。そういう
ことでございます。

あとはまた、副村長に補足させたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

医療保健課長といろんな御相談をしていく中で、大体このおむつ代が、1年間で大体5万円ぐらいかかる
ということから、最初の出産祝金のスタートをしてきたわけですが、そうしていく流れを、おむつ代
にしかないということになると、今度はミルク代であったり、最低限のこの子の生活をしていくために
は、大体このぐらいはぜひ必要だよねという話になったのが、実は話の始まりでもあります。そうすると、
今度は2人目になると、3人目になるとこうなるでしょうということになっていって、洋服代であったり、
最低限、生活を営むためのこの子育てのために必要な金というのは、大体それぐらいかかりますよねという
のが、実はこれが本当に数値の根拠になるかということになると、そうではないんですが、客観的に見て、
大体それぐらいですよというのが実は、医療保健課長との話の中でそういったことがスタートした、この数
値になっているということでの別の面での見方ですから根拠であるかということになると、必ずしもそうで
はないと思いますが、そういうただ単なる数字を並べただけではなくて、そういった検討もしましたという
ことでの御説明とさせていただきたいと思います。

また医療保健課長、何かありましたら。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

村長、私は倍率、言っているのは倍率のことではなくて、額のことなんです。よく倍率といえばわかり
ますよね。わかりやすいからということで意識的に、これは聞いている人もいるかわかりませんが、村民に
どうしても今っき言ったように、ちょっと触れましたがおむつ代。ある程度の基準がなければ、基準という
か根拠がなければ、適当にただインパクトを与えるだけで、どうしても行政の仕事としては、少し薄いん
じゃないかと思います。だからどうしても、ある程度根拠をつくって、この数字をはじき出さないと、少し
具合悪いと思います。

例えば今の、今年の平成28年度の当年度予算が子育て支援は230万円なんです。ちょっと調べました
230万円も計上されておりますけれども、補正すればいいことなんですけれども、例えばこの額を5子、4
子が2人、4名ぐらい、もう既にそれをパンクする状態になるわけですよ。余りにも皆さんこの数字をどん
ぶりでやったような気がして仕様がないうです。ぜひこのきちんと説明できるように、ことをインパクトを
与えるために、初年度の子育て支援の事業だから、出発時点だから、インパクトを与えようという皆さんの
行政の姿勢を私は高く評価します。しかし、ここにやはり行政がやる仕事というのは、根拠がなければ、私
はいけない。そしてこれからのいろいろな事業においても、そういうどんぶりになってしまっ、大変なこ
となんです。今までの100万円の予算を計上するのに、細かく根拠をつくって、予算を計上されておるん

ですよ。ここについては、これについては、全くその根拠が示されていないものですから、大変疑問に思うところなんです。私はもろ手を挙げて賛成ですよ。できましたら、5子以上500万円もしてください。しかしこれがずっと続くかという、先ほど内田議員からも少しありましたけれども、ただ先行型の国の援助である程度補てんされるということで、安堵はしておりますけれども、ぜひ4月の予算を執行、次の執行をするまでには、ぜひ根拠を皆さん知恵を絞って、根拠をしてこの数字に当てはめていただきたいということを要望をして、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

はい。亀里議員の御指摘ももっともな部分もあるかと思います。

私が申し上げたようなこの辺の側面もありますが、やはり行政としてしっかりと根拠を持って、こう業務を推進するという部分もありますので、きょうは資料の部分で皆さんに説明はなかなか難しいわけですが、今後議会の中で、機会を捉えて、根拠については、説明できるようにしていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

私からも質疑します。

まず初めに、おわびをしたいんですが、一般質問で子どもの貧困について質問をしたんですが、私がこの貧困内容の可処分取得、これを「222万円」と言ったように覚えていますが、これは「122万円」の誤りですので、訂正したいと思います。

それから似たような質問ですが、先の答弁で、対象者を「30人」ということでしたが、1人目何名なのか、2人目何名なのか、3人目何名なのか、4人目何名なのか、5人目何名なのか。それぞれについて数字、人数を報告していただきたいと思います。

それから、この対象は4月1日以降生まれる人ということですが、もう既に5名子どもがいる家庭もいるんですね。その方々にとっては残念ということになると思うんですが、そういう方々に対する支援策ですね。村長は子どもの貧困対策についても、積極的にやっていきたいという施政方針で述べられましたが、子どもが多いとこの100万円をもらっても、その後のことを考えると、高校進学あるいは大学までの教育費を考えると、大変な負担になるわけですよ。今後のそれ以後のこの子どもへの支援策については、どのように考えているかを伺います。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻11時15分)

再開します。

(再開時刻11時25分)

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

先ほどの名嘉議員の御質疑にお答えいたします。

金額面については、後ほどまた予算のほうで詳しく説明したいと思います。対象者の割り振りについては、今あくまでも想定なんです。その辺はよろしく御了承いただきたいと思っております。

第1子で12名、第2子9名、第3子4名、第4子3名、第5子以降2名を今のところ想定して、予算を見込んでおります。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

名嘉議員の既に5人もいる世帯もありますが、その辺を含めた今後の村の子育て支援策という部分について、お答えをさせていただきます。

それにつきましては、現在でも村としては、村の一般財源を使って、いろんな角度から乳幼児医療制度についても、県よりも拡充をしておりますし、給食費も消費税の値上がり分等については、一般財源で現在のところ充当をしているところです。それと国、県が支援をしています離島高校生、就学支援金についても、対象外で例えばこれ2万円ですが、寮とかに入寮している生徒は大体8,000円から1万円と聞いておりますが、伊江村としてはその部分を村として一般財源で充当して対象者と同じように2万円を給付しているという部分で、いろんなところで現在も支援をしている中ではありますが、名嘉議員の質疑の要旨として、やはり教育費、高校あるいは高校出たの専門学校、そして大学というときのこの教育費についてが非常に保護者にとっては大きな負担だという感じの観点から答えをさせていただきます。今でも村の人材育成会の中で、高等学校、入学準備金、あるいはその高校の就学資金に対しての奨学金の助成、そして専門学校、大学については、入学金の貸し付けも行っているところでありまして、また当然この就学期間中の奨学金についても、こう支援をして、奨学金を給付して支援しているところではありますが、これまで渡久地政雄議員からもありましたが、今後はやはり給付型の奨学金の制度の創設が、伊江村にとってもこの大学、専門学校、大学についての制度を急ぐべきかなというのが、私は思っております。そういう中で、幸いに平成28年度から限定ですが、沖縄県が本土の大学に行く子弟についての給付型の奨学金の制度を始めるといことですので、参照にしながら、村独自の給付型の奨学金の制度に向けて、人材育成会の事務局であります教育委員会の中でこの調査、研究あるいは制度の創設に向けての業務を簡素化させていって、どのぐらいの人数に旧型の奨学金を給付できるかわかりませんが、そういう部分で高校以降のその教育の負担については、今考える中ではそういう給付型の奨学金の制度、あるいは現行やっている奨学金の制度の拡充、その辺の部分が保護者にとってこう求められている子育て支援の中で、重要な部分を占めているというふうに思っておりますので、そういう部分で、今後取り組みを強化していきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第40号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第40号 伊江村子育て支援金に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第42号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についての提案理由を御説明申し上げます。

沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提案するものでございます。なお詳細につきましては、住民課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

それでは新旧対照表をもちまして、御説明申し上げます。

第7条におきましては、広域連合の議会の組織ということで規定されております。現在の広域連合の議会議員の定数でございますが、現在「28人」を改正後は西原町選出議員を加え、「29人」とする改正を行ってございます。

第2条関係で、別表第1、別表第1に掲げる市町村をもって組織するということから、別表1の表の中に、町の部分でございますが、八重瀬町の次に、西原町を加える改正を行ってございます。

ページを開けていただきまして、今回の規約の改正に伴いまして第4条の別表第2でございますが、関係市町村において処理する事務ということで、地域支援事業を加えることにより、広域連合と市町村の双方で、地域支援事業を行うことが可能となり、これまで以上に事業の効果的な実施と、市町村の主体性が保たれることから、今回市町村が処理する事務の中に地域支援事業を加える改正を行ってございます。

附則といたしまして、地域支援事業につきましては、平成28年度から実施できるよう、平成28年4月1日から施行したいと思っております。西原町の加入につきましては、広域連合の新年度予算の審議が通常2月定例で行われるため、西原町からの選出議員が出席が必要となることから、西原町、平成29年2月1日としてございます。

第2項におきましては、西原町が加入し、介護保険業務を開始するのは、平成29年の4月1日と定めてございます。

3項（準備行為）といたしまして、西原町が加入する前に、システム等の改修や連携する事務等の準備を行うために、準備行為ができる旨を規定してございます。

大変申しわけございません。この第3項でございますが、広域連合は第1項ただし書きに規定する「施工」となっておりますが、申しわけございません。これ工事の「工」ではなくて、「行」でございますので、訂正型よろしくお願いいたします。

4項につきましては、必要な事項を西原町と協議の上、別に定める旨を規定してございます。以上で、説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第42号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号 沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 伊江村村民レク広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第43号 伊江村村民レク広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

伊江村村民レク広場の利用料金については、地方自治法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が設定可能となっているため、本条例を改正する必要があるため、条例を提案するものでございます。

244条の2第9項の規定と申し上げますのは、指定管理者がその使用料金等について、制定することができるという条項でございます。

それでは新旧対照表を開けていただきまして、説明前に今回、このゴルフ場、レク広場をスタートするときに条例でもって使用料を1人当たりの使用料を別表で定めてきたわけですが、現在、本村のゴルフ場、レク広場の利用率を高めるために、現在今後のゴルフ人口をまた増やすため、特に若年層のゴルフ料金を安くして現在、運用しています。

また女性のゴルフ人口を増やすためにも、その女性の方のゴルフ料金も安くしてスタートをし、それらを村長に届け出て、この別表と変わった使用料の体系を現在もう既にとっております。そういうことから、今後は役員会議であったり、それらで定める指定管理者が定める使用料金を定めたときに、村長に承認を得て、今後その別表を今回なくして、指定管理者のほうで料金を定めるようにしていきたいというのが、今回の大まかな改正の内容でございます。

それでは新旧対照表で第6条で、「村民レク広場を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。」というところを、「村民レク広場を使用する者は、使用料を納付しなければならない。」に改正することでございます。

そして第6条に、第4項でもって、前項の場合における使用料は、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が定めるものとする。つまり使用料は、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該使用料金について、村長の承認を受けなければならない。に変更をしていきたいということでございます。そして別表の第6条を削除をするということでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行したいと考えております。

以上で、条例の中身の説明とさせていただきます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清 夫 議員

表がなくてということになると、金額はもう変わっていくわけですね。それと金額に、照明を使用するときは300円というの消えるみたいなんですが、今後、夜間照明をやってもやる予定でしょうか。この2

つをちょっとお聞きしたいんですが。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

まず使用料のことにつきましては、先ほど御説明しましたように、指定管理者でゴルフ場の役員会でもって、その使用料金を定めていくと。その前に村長と届出、調整をした上で、その使用料金を定めていくということになりますので、この条例の中にはないですが、カントリークラブのほうでその料金の使用料については明記するということでもあります。

それと夜間照明についてはもう既に維持管理費が高いということと、修繕費に多額の経費がかかるということもあって、今後もその照明については、活用しないという方向にしていくというのが、現在のカントリークラブとの話し合いの中での今、基本方針になっております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第43号 伊江村村民レク広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号 伊江村村民レク広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号 伊江村コミュニティー施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第44号 伊江村コミュニティー施設の指定管理者の指定についての提案理由を御説明申し上げます。

伊江村コミュニティー施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提出するものでございます。

開けて、別紙がございますので、ごらんいただきたいと思っております。これは俗にいう各区の公民館のことです。正式名称が「集会施設」あるいは「コミュニティー供用施設」、あるいは西崎の西江上区の多目的ホールというふうになっております。

これまで建設年度が違うために、それぞれ指定管理を定めてございましたが、今回一番新しい施設が真謝地区の集会施設でございます。これらが平成24年から平成28年の3月31日までの指定管理期間となっております。それぞれの建設年度と指定管理月日、年度が違うために、なかなか複雑であるということと、事務的な面もありますし、また議会の皆さんにも非常にわかりづらいということもありますので、この機会にすべての8つの集会施設、そして同公民館を同じ指定期間にしていきたいということで、今回改めて平成28年4月1日から、平成33年3月31日までということで統一をして、指定管理をしていきたいという管理をお願いしたいということで、指定をしていきたいということでの内容の今回の提案理由になりますので、よろし

く御審議のほどをお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第44号 伊江村コミュニティー施設の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号 伊江村コミュニティー施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第45号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第45号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

平成28年4月から多目的屋内運動場ができて、現在あります体育施設であるB&G海洋センターの管理条例がございしますが、その管理条例、B&G海洋センターの管理条例を廃止をして、今回体育施設として一本化した設置及び管理条例を作成するということで制定をしたいということで、今回の条例の提案の理由でございます。

それではページを開けていただきまして、伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例を大まかに御説明させていただきます。

第1条では（趣旨）村民のスポーツ振興及びレクリエーションに寄与し、村民の健康で文化的な村民活動の形成及びスポーツ交流による地域振興を図るため、伊江村体育施設（以下「体育施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるということでございます。

第2条は、別表第1に体育施設の（名称及び位置）について、記載してございます。

第3条（管理）は、伊江村教育委員会が管理をするということでの定めでございます。

第4条（使用許可）についても、教育委員会のほうで許可をするということでございます。

第5条（使用の不許可）ということで、1号から5号まで挙げてあります。

第6条では、（使用の取消し等）。

第7条では、後ほど説明いたしますが、体育施設を使用とする者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならないということでございます。後ほど、別表については、説明いたします。

第8条（使用料の減免）。

第9条で（使用料の返還）について、定めてあります。

ページを開けていただきまして、第10条は（原状回復の義務）。

第11条で（損害賠償）。第12条で（委任）で必要な事項は教育委員会で定めるということにしています。

附則としまして、(施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。2項で伊江村B&G海洋センターの管理条例は廃止をするということで定めてございます。

次、ページを開けますと、別表第1の第2条関係の別表第1で。B&Gの海洋センターそして体育館・プール、そして海洋センターの艇庫、そして新たな施設でございます多目的屋内運動場を伊江村字東江前2441番地に位置するというので、別表に書かれてございます。

それと次の別表第2(第7条関係)の使用料なんですけど、これまである現在ある伊江村のB&G海洋センターの使用料、(1)体育館、(2)ミーティングルーム等、(3)プール、(4)艇庫につきましては、これまでと同じものでございます。

そして開けていただきまして(5)二階のトレーニングルームについても、これまで同様でございます。次の2多目的屋内運動場の使用料についてなんですけど、この使用料を制定するにあたりましては、県内の屋内運動場の使用料及び村内の施設使用料と勘案をして、制定をいたしております。村民のスポーツレクリエーションなどの活動の有効に活用していただくために、減免措置も設けてありますので、条項の中でそういうのは説明をさせていただきました。まずは(1)アリーナの使用料ですが、この利用時間1人当たり、小・中学生から高校・大学、一般、職業チーム、興業その他とありますが、これは村内400円というのは、これは1人当たりではなくて、団体の料金です。例えば村内の小・中学生が人数に関係なく、アリーナ全面を使用した場合、例えば伊江中の野球部がアリーナ全面を使用した場合に、例えば1時間当たり400円ですよということになります。今、例えばの話で、中学生の話をしましたけど、中学生の場合は減免の措置をしていくということになると思いますが、そういったことでございます。

ただし、この会議室の下のほうにありますアリーナ及び照明の部分使用は、1/4面、2/4面、3/4面とし、上記使用料に面数を乗じた額とする。ということで、これは例えば高校、大学生だと、一般だと800円掛ける4分の1、あるいは800円掛ける4分の2、4分の1というか、0.25を掛けると。4分の2面の場合は、800円に0.5を掛けると。4分3の場合は0.75を掛けますよというのが。そういったことで1面でいくらすよ。1/4面でいくらすよ。2/4面でいくらすよと、面数でもって料金を制定していくということで、この1時間当たりの利用料については、あくまでも団体の使用料金ということになっております。

それと個人で、このアリーナの部分の個人(外周でのジョギング・ウォーキング)とありますが、これらについては無料ですよ。村民が歩け、歩けをするためにこのアリーナの部分で、周辺を歩くときには、これは無料ですよということにしております。

使用料の減免については、また規則のほうで定めていきますけれども、例えば村やあるいは教育委員会、体協の主催行事であったり、あるいは保育所、幼稚園、小・中学校の活動のために使用するときには、免除をしていくと。あるいはスポーツ少年団であったり、中学校の部活動、あるいは教育委員会に登録して教育長が認めた団体と、子供会とか青年会、婦人会あるいは老人クラブ等については、使用料を減免をしていきたいと考えております。ほかになりましたが、説明にかえさせていただきます、皆さんの御質疑にお答えさせていただきます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

B&G海洋センターの件なんですけれども、そこの利用料についてなんですけど、これを見てもみますと、あまり今までどおりと変わらないということではありますが、年会費4,000円で会員ですか。それになりますと今、自由に使えるという形があるんですけれども、それが載っていないんですけれども、それは廃止になる

わけですか。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

それにつきましては、今特例として教育長の認めるものということで、そういう制度を設けております。規定で設けている使用料については、これまでどおりであります。この利用率を高めるために、クラブ会員に対しましては、年会費のパスポートという形で設けております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

ということは、それは継続ということですか。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

はい。今後におきましても、村民の健康福祉を兼ねる意味で継続していきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

多目的屋内運動場の使用料の区分の中で、一般の800円というのは、団体で利用しても、団体料金ということですよ。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

この施設に係る経費については、1人でも団体でも変わらないという考え方から、1人で利用しても、団体で利用しても同じ料金という計算をしております。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

例えば、たばこ青年部が10人利用するといった場合は、一般なのか、職域チームなのか。その辺の区分はどのようなふうになっています。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

村内については、一般とみなしております。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

区分の職員チーム・興業その他、下の職域チームは社会人及びプロを含むという組織は、村外の組織という認識でよろしいですか。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

内間議員の理解しているとおりであります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

先ほど内間広樹議員から、たばこチームの結成するチームが練習した場合というのは、これ体育協会とも関係がありまして、この件については、規則の中で継続的に村内で職業団体が継続をして練習や大会に出ているチームあたりについては、減額する措置の中で、今後規則の中で検討していくという方向で考えていますので、例えばフットサルであったり、一般のそういった草野球チームといたら失礼ですが、そういった職業団体でもって野球をしている方々いらっしゃるんですよ。そういった方々についても、減額措置を規則の中で検討していくということになっていきますので、必ずしもその使用料全体の中でも減額措置がありますので、これはそのまま適用するというものではありませんので、そういうことになるだろうと思います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

区分は今、一般のほうに入ります。それとは別に、各チームですね。それぞれの同級生、それからたばこのチームがあります。こうやって年間通して利用されているチームにつきましては、減額を考えていこうということでもあります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議員

先ほど、老人会、老人クラブ連合会の皆さんには減免をするということで説明がありましたけれども、現在は屋外でゲートボール大会を開いておりますが、今後においてはこの屋内運動場での大会になるのかなと思います。年何回かわかりませんが、恐らく10回ぐらいは大会があるんじゃないかというような思いがありますけれども、老人クラブの皆さんから、「体育館の使用料が、ワッターは、イチャツアシナヨーヤ」と、よく今後聞かれる可能性があるわけですが、どのぐらい減免できるのか。これは村内の一般になるのか。なると思うんですが、その1時間当たり800円から、どのぐらい減免になるのか。もし数字が現段階で出ていましたら、お知らせをお願いしたいと思います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

免除につきましては、村教育委員会、体協主催の行事、それから保育所、幼稚園、小・中学校の活動ですね。それからスポーツ少年団、中学校の部活動、教育委員会に登録をした教育長が認めた団体ということで考えているのは、子供会、青年会、婦人会、老人会ということでもあります。大会につきましては、当然老人クラブが年間、今計画されているのが13回と聞いております。それにつきましては当然、免除ということになっております。

それぞれの活動につきましても、今老人クラブ等とも調整をして、その前からそれに向けて利用する者に対しては、免除、減免ではなくて免除を今、検討をしているところでもあります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

先ほど教育長の団体のの中ではOB会が入っていないんですね。私なんか東江上区等では青年会とOB会との懇親試合とか、今までソフトボールとかやっていたんですが、そういった屋内練習場ができると、他区と、ほかの区とのそういった青年会、OB会、含めたゲートボールとか、ほかの行事も出てくる可能性があるわけですよ。それに対する減免は、というか免除は考えておられませんか。

○ 議長 島袋 義 範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

今、OB会について、各区に今活動しているところと、活動していないところもあって、これにないわけなんですけれども、今あったとおり、それぞれ活動して普及していく上でも、前向きに検討していきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義 範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀 里 敏 郎 議員

大変、いい施設で、喜んでおります。先ほど来、出ているとおり、いろいろな職場、そして個人、学校とかが利用すると思います。そしたら優先順位、これ大事だと思いますけれども、どういう考えを持っているかですね。バッティングということも、することも多々あると思いますけれども、ちゃんとした最初からスタートから、ちゃんとしたルールを決めていただければ困ると思います。何か考えはありますか。

○ 議長 島袋 義 範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

基本的には、申し込み順でありますけれども、村の行事、その他、団体各関連のものが入った場合は、変更をしていただくことになっております。これまでのB&Gとか、他施設においても、そういう優先順位でやっておりますけれども、調整をしながらやっていきたいと思っております。

前もって申請を出していただきますので、これまでの諸施設の活用を参考にしながら取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義 範 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

亀里議員のこの質疑に対して、今朝、この件について、非常に心配になりまして、ちょうどうちの海洋センターの所長が来ていましたので、村長も含めて実は今こういったことを考えているということで、もう既に4月から始まりますので、各団体からこの屋内運動場の利用したいことについての計画書を上げていただくかと。そして全体で会議をもって、そしてその中でこの大会については、減免しましょう。この項については、規則どおり減免しましょう。この件についてはこうしましょうということも含めた料金の件、それから使用の頻度の件です。例えば、老人クラブが、今月大会があるので、朝からずっと夕方まで、あの全面、今の6面使われたのでは、部活動とか子どもたちが使えないということになりますので、そういったことで優先が非常に心配だなという話をしましたら、そういったときには、半分だけ使ってくださいと。3面だけ使わせますよということの、いろんなこういった優先順位であったり、バッティングするところがないようなことを前もって各団体から希望を上げさせて、計画を上げさせて調整をしていきたいということが、これ

も毎年必要になってくるだろうと思います。そういったことでのまず調整もしてみたいということで、所長からこの話がきょうありましたので、御報告をいたします。

それと先ほどの回答になるとと思いますが、それともうひとつは、体育協会の行事も年たくさんありますし、それに向けての練習もあります。それについてもじゃあどうするのかということを含めてやるんですが、できるだけ外でそれはやってもらって、中でやるべきものは中でやっていただくということをやらないと、暑いから全部中にくるということになりますと、先ほど心配をしたバッティングをして、なかなか思うように、一般の方が使えないと。あくまでもチャンピオンスポーツだけをやっている方を優先していくような、この屋内運動場になってしまうと、目的とかまた変わったのが出てきますから、そういったところでバッティングをしないように、今後前もって調整をしていくような形を、そして優先順位をしっかりと決めてやっていけるように、また教育委員会とも話し合いをしていきたいと思っています。

○ 議長 島袋義範君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

現在、ほとんどもう料金はとれない状態の補助に対象になると思うんですが、その中で運営費といいますか。年間の運営費はどのぐらい、どの試算をしているんでしょうか。それとももうこの分は健康のために使わすというものなのか。なぜかという、ほとんど自分たちも年間会員にすれば、これを使えるということなので、あと体育館の中がアリーナかな。あそこからの収入はないと思いますけれども、どう考えておりますかと思って。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

仲宗根議員の多目的のほうで、年間の収入については、どのぐらいみえていますか。ということですが、一応は新年度では、もう手探りの状態ということで、今予算上では10万円を計上しております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第45号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第45号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻12時05分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

日程第13 議案第46号 村宮西崎第2地区土地改良事業計画変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第46号 村営西崎第2地区土地改良事業計画変更についての提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、村営西崎第2地区土地改良事業（農用地保全）の計画変更施行について、県知事に協議し、その同意を得るに当たり、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会へ提案をしているところであります。1. 事業概要も別紙のとおり、2. 事業の施行に係る地域図も別紙のとおりということで、3. 概算事業費が4億2,802万1,000円ということであります。

次の施行計画書も添付をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。今回の変更する理由といたしましては、当初、本事業費は総事業費5億5,000万円ということで、採択を受けまして、平成21年度から引き続き実施をしているところでありますが、今回の計画変更の中では、地区内にある段丘地帯の植栽工事、あるいはそれに伴う管理用道路、そして用地費の減に伴いまして、1億2,119万9,000円の総事業費の減額をする内容ということになっておりますが、具体的に言いますと、防風林の植栽工事が当初と比べて2,003メートルの減、そして水兼農道で110メートルの減、逆に排水路では690メートルの増という部分での変更となっております。団体営土地改良事業計画概要書のこの中で、西崎第2地区、当初計画平面図、そして下のほうに計画変更平面図というものも添付をしておりますので、どうぞ御参照にさせていただきたいと思っております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。議員皆様の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻13時32分)

再開します。

(再開時刻13時32分)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

先ほどのこの変更の理由は、予算の約1億2,000万円ぐらいですか、その減によるという変更なんです、それだけなんですか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。この計画変更を要するのは、その地区の事業費の10%前後の増減があった場合、この変更、承認を受けないといけないということになっておりまして、先ほど村長からもあったとおり、事業費が1億2,000万円ほど減になったということは、その原因としては、その地区で計画していた段丘のほうの植栽、管理道路、そういったものが不要ないということで、そこは施工しないでいこうということで、それだけ減になったということでございます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

このピンクの水兼農道について、ちょっとお伺いしたいんですけども、ひょっとしたら、サイクリング道路ができるんじゃないかと私は期待をしておりますけれども、この上の水兼農道からの下の水兼農道にかわるわけですか。かなり短くなっていますよね。そしてちょっと小耳に挟んでいますが、去年からですね。この用地買収がすごい困難を来しているという話を伺ったんです。その辺はいかがでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻13時34分)

再開します。

(再開時刻13時39分)

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。先ほどの御質疑につきましては、事業工期が今年度までということで、工期的に買収ができないということで、今後別事業等を含めて、再度折衝をしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里 敏郎 議員

水兼農道の完成は、今、サイクリングの皆さんに、伊江島を楽しんでいただくために、この安全を守るために、これぜひ必要な道路だと思っておりますので、今困難なのは、土地の買収という問題ですから、村長先頭に粘り強く交渉をしていただいて、ぜひつないでいただきたいと思っております。強く要望をして、質疑を終わります。ありがとうございます。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

防風林帯の縮小についてお伺いします。村の基本的な考え方は、防風林帯を増やそうというのが、基本的な考え方だと思うんですが、この変更によって相当減っていますよね。この減らされた理由として、必要がないというような説明でしたが、この減らされた部分にそれぞれについて、どうして必要ないのか。その説明をしてください。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。先ほども私の答弁の仕方が悪かったかと思うんですが、上段と下段に分かれた図面があると思いますが、主に真ん中のほう。そこが段丘になっているところでございます。地形、大丈夫でしょうか。段丘、山になっているところでありまして、そこを崩して、そこに植栽、管理道路をやるというような計画でございましたが、その辺の説明の中で、そこまでやる必要がないと言ったら、責任おかしいんですが、そこを「段丘があるのになぜ防風林が必要なのか」というようなこともありまして、その部分は、施工しないという方向に進んだのが大きい要因でございます。

それとその他の計画から、実施できなかった部分についても、同様の説明会等で同意を得られなかった部分とかで、施工できなかった箇所もございまして。主には真ん中の段丘のほうの植栽が減ったことでの計画変更が主な要因でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

真ん中の南北線ということですがけれども、南北も減っていますよね。南北のほう、段丘の下のほうは、防風林がないんですよ。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

そこについても、地権者から同意を得られなかった部分とか、既に植栽が木が少しあって、そこまでの必要性がない部分とか、そういう形で計画はありましたが、その後変更しているということでございます。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

主に地権者との同意が原因ですか。理由ですか。段丘以外、大きい問題は。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えします。主な実施できなかった要因というのは、そういった説明等で了解が得られなかったのが、主な要因であります。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

先ほど来、防風林帯のものの話が出てはいるんですが、実際これは図面上でわかりづらいんですね。写真でも添付していただければわかりやすいですが、段丘のところに至っては、多分その辺ギンネムかモクマオオウか、そういったところだったと思います。

もしかしたら、そこはモトブファがあった場所だと思います。そして結局はこれ変更後、ため池の南側に浸透池を予定していたのが、ちょっと位置がずれてついていますが、その部分の防風林帯に関しても変更が出ています。その辺は結局、ため池のここはため池が大分高いところですよ。二、三メートルぐらい。結局、必要ないということでの削減か。

それとその西側、そこは西崎区がよくこっちから船をおろして使われている場所だと思います。前に確認したときは、この辺アダン等、大分あったように思われますが、ずっと防潮林に関しては、いろいろと問題も出ておりますが、そういった今現在、アダンとかそういったものの現況を確認して、その保安林、こういった防風林となっていますが、海沿いですから私は防潮林と考えます。そういったものも現況も踏まえてこのラインは出ているのかどうか。お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

防潮、防風林、農地保全を目的とした事業でございますので、防潮も防風も兼ねたものでございまして、渡り地溜池の下のほうですよ、先ほどの。そこも海岸端は少し砂が盛られて、アダンとかネピアとか、自然の防風林、防風垣があって、そこも必要ないと。現状のままでいいという判断も含めてやっていない部分でございます。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

再度、お伺いしたいんですが、その渡り地の西側の計画に関してももう一回、お伺いします。

それとこれには樹木の配列は書いてあるんですが、どういった樹木を入れるという、その樹木の名称、配置図はあるんですけども、どういった樹木を入れるかもちょっとわかりづらい。

それとこの場所に関しては、はっきり言ってこの図面上では、私なんかは納得できません。できれば写真があるんでしたら、写真の添付を求めます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えします。これは終わったものでございまして、植栽したものの、資料とか、そういう形は示すことができますが、残っているのは一部でして、下のほうの部分は、ほとんどもう事業、施工済みの箇所でございます。事業説明あたりで、現場もしっかり見ていただきたいと思いますし、樹種についても、あの計画のものとは少し変わった部分はございますが、その辺の樹種についての説明もしていきたいと思っております。あしたの現場視察でもですね、はい。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第46号 村営西崎第2地区土地改良事業計画変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第46号 村営西崎第2地区土地改良事業計画変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第16号 平成27年度伊江村一般会計補正予算（第8号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,744万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,409万9,000円と定めたいと思っております。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思っております。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」によりたいと思っております。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」によりたいと思っております。

5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費、2款総務費、公共施設等総合管理計画策定委託料で1,276万6,000円、同じく2款総務費で、伊江村情報セキュリティ強化対策事業で2,505万6,000円、3款民生費、低所得者の高齢者向け臨時給付金給付事業で、2,268万6,000円。6款農林水産業費、団体営農地保全整備事業（フナズ地区）1,550万円。あわせて7,600万8,000円の4つの事業を翌年度に繰り越して執行した

いと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次のページをお願いいたします。第3表地方債の補正、地方債の目的、一般補助施設等事業債、限度額としまして、補正前の額がゼロ、補正額が1,970万円、計1,970万円、伊江村情報セキュリティ対策強化事業の村負担分に充当するために、起債の方法、利率、償還方法のとおり借入れをして、事業を執行してまいりたいと思っております。

なお、詳細につきましては、各担当課長から事項別明細書をもって、説明をさせたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

それでは歳入1ページをお願いいたします。1款1項2目法人245万7,000円は、1節細節1. 現年課税分で年度末までに71社の実績を見込み計上してございます。

歳入2ページ、1款2項1目固定資産税54万円は、1節細節1. 現年課税分32万3,000円の増額。2節細節1. 滞納繰越分21万円は、1節、2節ともに徴収実績による計上でございます。

歳入3ページ、1款3項1目軽自動車税5万8,000円の減額は、1節細節1. 現年課税分で、12台の課税台数の減による減額でございます。内訳といたしまして軽貨物車9台、軽乗用車が3台の減でございます。

歳入4ページをお願いいたします。1款4項1目村たばこ税539万7,000円は、1節細節1. 現年課税分で年度末までの徴収実績を見込み、計上いたしてございます。

歳入5ページ、3款1項1目利子割交付金4万9,000円の減額は、県からの通知に基づく減額でございます。

歳入6ページ、4款1項1目県民税配当割市町村交付金77万9,000円の増額。

歳入7ページ、5款1項1目県民税株式等譲渡所得割市町村交付金48万7,000円の増額。

歳入8ページ、6款1項1目地方消費税交付金3,525万5,000円は、1節細節1. 地方消費税交付金956万2,000円の増額。細節2. 社会保障財源化分2,569万3,000円の増額がございまして、社会保障財源化分の2,569万3,000円のうち、2,276万9,000円を、3款1項4目の国民健康保険会計繰出金へ、3款2項3目保育所費へ292万4,000円を充当しております。

済みません、申し遅れましたが、歳入5ページの3款利子割交付金から6款の地方消費税交付金までは、県からの交付見込み通知による計上でございます。

歳入9ページ、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金、年間利用者8,208名を見込み計上いたしてございます。

歳入10ページ、8款1項1目自動車取得税交付金450万7,000円の増額。

歳入11ページ、10款1項1目地方特例交付金15万5,000円の減額でございます。8款自動車取得税交付金、10款ともに県からの通知に基づく計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里 裕 治 君

歳入12ページ、13款分担金及び負担金、2項4目衛生費負担金、細節1. 未熟児養育医療費負担金、自己負担分でございます。2万3,000円の減額補正は、実績による計上で、今年度は1名が対象となりました。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

13ページをお願いいたします。14款1項4目商工使用料は、実績見込みによる補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

6目教育使用料、2節幼稚園使用料につきまして28万8,000円の減額であります。実績による減額補正でございます。4節保健体育使用料、海洋センター使用料の20万円の増額であります。実績による補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

歳入14ページをお願いいたします。14款2項1目総務手数料8万3,000円は、1節細節2. 図面等複写手数料4万4,000円、細節4. 督促手数料3万9,000円は実績による計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

4目農林水産手数料ですが、メジロ飼養者、飼養登録者が12名から10名へ2人減による減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

歳入15ページでございます。15款1項1目民生費国庫負担金16万7,000円の増額でございますが、6節身体障害者福祉費国庫負担金、細節9. 地域生活支援給付費国庫負担金で、実績見込みに伴う計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

同じく2目衛生費国庫負担金、未熟児養育医療費負担金15万円の減額補正においても、実績による計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

3目保険基盤安定負担金444万4,000円の計上は、細節1. 保険基盤安定国庫負担金、国の確定通知に基づく計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

歳入16ページでございます。15款2項1目民生費国庫補助金2,268万5,000円の増額でございますが、3節社会福祉補助金、細節3. 低所得者の高齢者向け臨時給付金給付事業及び、細節4. 低所得者の高齢者向け臨時給付金給付事業事務補助金の計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里 裕治 君

同じく2目衛生費国庫補助金、細節1. 疾病予防対策事業費補助金、女性特有がん検診に係る事業で、補助率の見直しによる18万円の減額補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里 晴男 君

4目土木費国庫補助金、1節、細節5. 社会資本整備総合交付金、これは住宅リフォーム支援事業に対する国からの補助でございますが、平成27年度全体で46件の申請のうち19件、補助対象額、補助対象となりましたので、その368万5,000円の2分の1の計上の中で、増額補正を84万2,000円しております。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

5目教育費国庫補助金201万9,000円の減額でございます。細節1. 要保護児童生徒援助費補助金、細節2. 特別支援教育就学奨励費補助金は、いずれも交付決定によるものでございます。細節11. へき地児童生徒援助費補助金205万5,000円の減額でございます。内訳としまして、小・中学生の修学旅行費で26万6,000円が交付決定による減額、離島高校生就学支援費事業で、高校生が当初で対象者が3名減で、補助額1,153万1,000円の実績見込みで、178万9,000円の減額補正であります。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

6目特定防衛施設対策交付金の2節まちづくり支援事業補助金312万円の減額につきましては、細節1. 総合運動公園整備事業の野球場施設実施設計業務の実績に伴う減額補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

7目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の細節15. 番号制度整備費補助金の94万5,000円の減額については、国からの交付決定によるものです。細節19. 選挙人名簿システム改修補助金の13万2,000円の増額につきましては、選挙権の改正によるシステム改修費として、増額の交付決定通知がございました。細節20. 伊江村セキュリティ強化対策事業の535万円の増額は、総務省の事業として全国の自治体でセキュリティ強化対策を実施するための事業で、国の補正予算によるものでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

同じく7目総務費国庫補助金の2節北部振興事業補助金1,182万7,000円の減額につきましては、細節2. 多目的屋内運動場施設整備事業の実績に伴う減額補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮里 正邦 君

歳入の17ページをお願いいたします。15款3項3目農林水産業費委託金13万5,000円の増となっております。内訳としましては、農業者年金、事務委託金13万5,000円、実績に基づく増となっております。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城 和 廣 君

歳入18ページでございます。16款1項1目民生費県負担金8万3,000円の増額でございますが、15款国庫負担金と同様で、細節8. 地域生活支援費県負担金で、実績見込みに伴う計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀 里 裕 治 君

2目衛生費県負担金、未熟児養育医療費負担金11万7,000円の減額補正についても、実績に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮 里 正 邦 君

3目農林水産業費県負担金25万6,000円の増となっております。内訳としましては、農業委員会組織関係交付金25万6,000円、実績見込みに基づく増となっております。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

4目保険基盤安定負担金13万円の計上は、細節1. 保険基盤安定県負担金の確定による計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

歳入19ページでございます。16款2項1目1節総務費補助金、細節53. 地方バス運行対策補助金の11万9,000円の計上につきましては、県からの交付決定によるものでございます。細節55. 市町村支援事業補助金の46万7,000円の増額補正は、1月に爆破処理しました不発弾爆破に要した経費を、今回県補助金として計上し、財源補正をする措置でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

同じく総務費県補助金の細節1186. 沖縄振興特別推進交付金1,210万円の減額につきましては、市町村間の流用調整による追加配分額の減額が見込まれますので、補正減額をさせていただきます。細節1225. 沖縄県町村支援事業費補助金2,747万4,000円の増額につきましては、この交付金は小規模離島過疎地域及び財政力指数の低い23町村を対象に、沖縄振興特別推進交付金事業の町村事業の実施に要する経費に、地方債を充てることができない事業に対しまして、沖縄県が町村の負担をする経費を支援する事業であります。県からの査定額の通知がございますので計上してございます。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀 里 裕 治 君

3目衛生費県補助金、1節健康増進事業費補助金20万円の減額と、5節自殺対策緊急強化補助金1,000円の減額補正につきましても、実績に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

4目農林水産業費県補助金の減は、それぞれ事業実績による減でございます。細節106. さとうきび安定生産確立対策事業210万円の減につきましては、JAのほうでさとうきびの刈り倒し機の導入を予定しておりましたが、その導入を見送ったための減でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮里 正邦 君

2節農業委員会費補助金10万円の減額補正となっております。内訳としましては、機構集積支援事業補助金、実績見込みに基づく減となっております。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里 晴男 君

6目土木費県補助金、1節細節3. 住宅リフォーム市町村支援事業でございますが、先ほど国庫支出金のほうでも御説明しました19件、補助対象事案の19件に対する4分の1の県補助で92万1,000円の計上をしています。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

7目教育費県補助金、細節7. 離島高校生修学支援事業で、対象高校生が当初より3名減で、補助額576万5,000円の実績見込みで、89万5,000円が減額補正となります。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

歳入20ページをお願いいたします。16款3項1目総務費県委託金53万3,000円は、2節細節1. 徴税费委託金で、徴収実績に伴う64万7,000円の計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

3節統計調査費委託金、細節2. 諸統計調査委託金の11万4,000円の減額につきましては、交付額の精算による減額措置でございます。

歳入21ページでございます。17款1項1目1節土地建物貸付収入の細節4. 建物貸付収入183万2,000円の増額については、伊江村旅行村内にございます、旧さんご荘屋内運動場整備工事の受注業者へ、現場事務所として貸し出した貸付収入として予算措置してございます。

○ 議長 島袋 義範 君

会計管理者 知念弘和君。

○ 会計管理者 知念 弘和 君

2目利子及び配当金、補正額33万4,000円の増額補正でございます。説明といたしまして村保有の株式配当金の実績見込み8万9,000円の増額、財政調整基金等の利子の実績見込みによる24万5,000円の増額でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳入22ページ、2項財産売払収入、1目1節細節1. 土地売払代金につきましては、村ナガラ原の村有地を住宅敷地として購入希望者がおりまして、153平方メートルを売買した金額33万9,000円を計上するものでございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

歳入23ページ、19款2項4目未買収道路用地取得基金、1節細節1. 未買収道路用地取得基金367万円の減額補正でございますが、実績を踏まえ減額補正をしております。

○ 議長 島袋義範君

会計管理者 知念弘和君。

○ 会計管理者 知念弘和君

歳入24ページをお願いします。21款2項1目村預金利子、補正額8万3,000円の減額、説明といたしまして、預金利子の実績見込みによる8万3,000円の減でございます。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

歳入25ページをお願いいたします。21款3項6目雑入でございます。細節24. ゆり祭り等テナント料、それと細節30. 城山等さい銭につきましては、実績によります補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

同じく細節1299. は、第10回特別弔慰金事務に係る交付金で、内示額に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳入26ページでございます。22款村債1項1目11節一般補助施設整備等事業債、細節3. 情報セキュリティ強化対策事業につきましては、国の補助金対象外の単費分を起債するため、1,970万円を補正措置するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移ります。歳出1ページをお開きください。1款議会費におきましては16万7,000円の増額となっており、3節職員手当等は、給与改定による11万7,000円の増、11節需用費は、小六法購入等の費用として5万円の増額をお願いいたします。

続きまして、歳出2ページ、2款総務費、1項1目一般管理費3,012万4,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、1節報酬、9節旅費、13節委託料に計上しております細節番号1347. 伊江村情報セキュリティ強化対策事業が影響しております。これは庁舎内ネットワークの分離、メールサーバの設置等、

国の補正予算により、地方自治体の情報セキュリティーをこれまで以上に強靱化するための予算措置でございます。3節職員手当等は、人事異動等に伴うものと、細節9.におきましては、一時宿直管理人庁舎の宿直が入れ替わる時期がございまして、一時期職員が代わって行ったための増額でございます。4節共済費、7節賃金、9節旅費につきましては、実績による減額措置でございます。11節需用費、細節1.消耗品の20万円の増、細節3.食糧費15万円の増につきましては、去る合同祝賀会開催に伴うものと、今月19日に予定されております政界、財界、民間の著名人で構成されるリーダーの皆さんが交流を深めるG1サミットというものがございまして、それらの受け入れのための増額措置でございます。細節102.職員研修費は、実績による減。104.新生協消耗品費14万7,000円は、お祝い袋等の印刷費で増をお願いいたします。12節役務費の細節3.手数料32万8,000円の減、4.コピーチャージ料の5万円の増。105.施設管理人等傷害共済保険料の2万6,000円の減については、それぞれ実績による増減額でございます。また102.インターネット使用料の3万5,000円の増は、インターネットプロバイダー使用料が、当初より1カ月増となったこと。106. PC設定及び不具合調整手数料17万2,000円の増につきましては、マイナンバー制度対応のため、サーバー室内の機器移動作業と、機器設定作業を同時に行ったことによる調整手数料でございます。

続きまして13節委託料102.電算機器保守管理委託料、112.新公会計制度委託業務については、保守期間の変更、または実績に伴う減額措置でございます。119.人事評価システム構築委託料につきましては、契約実績による減額措置でございます。14節使用料及び賃借料、細節3.電算機リース料378万円の減額は、リース期間の変更等による減額、101. PCライセンス使用料56万1,000円、103.輪転機リース料3万1,000円の減額は実績によるものでございます。15節工事請負費1236.北部広域ネットワーク整備事業の20万円の減額は、契約実績に基づき減額補正といたします。18節1103.新市町村振興宝くじ助成事業の62万4,000円は、契約実績による単費分の減額措置でございます。19節負担金補助金及び交付金、細節1.市町村総合事務組合負担金の1,785万円の増額は、勸奨退職者3人分の特別負担金として増となりました。細節118.地方バス運行対策補助金、飛んで142.マイナンバー中間サーバー負担金につきましては、交付決定による減額措置、139.分遣隊移設特別補助金299万9,000円の増額は、今年度分の真謝区への助成金となっております。続きまして、2目文書広報費におきましては、97万4,000円の増額となっております。9節旅費、細節4.普通旅費は実績に基づく2万2,000円の減額、12節役務費、101.電波利用料の9万6,000円は、地域W i M A X基地局9カ所分の電波利用料が計上漏れでございましたので、増額をお願いいたします。104.村例規集データベースシステム更新手数料90万円の増額は、法律改正に伴う村の条例改正が例年にもまして増加傾向にあり、年度内の更新手数料に不足が生じると予測されるため、増額をお願いします。3目会計管理費は特定財源の増額による財源補正でございます。

4目財産管理費につきましては1億3,852万3,000円の増額となっております。12節役務費、細節6.建物災害共済分担金6万円の減は実績によるものです。13節委託料、細節3.電気保安業務委託料7万6,000円の増は、1カ月分の予算不足が見込まれますので、予算補正をお願いします。106.公共施設等総合管理計画策定委託料の223万4,000円の減額は、プロポーザルによる契約実績により減額とする措置でございます。14節使用料及び賃借料、細節103.公用車リース料の25万9,000円についても、見積もりあわせによる契約実績で減額措置とさせていただきます。15節工事請負費、104.既設建築物等撤去工事200万円の増額は、元さんご荘の建物の撤去工事として計上してございます。25節積立金、101.財政調整基金積立金の1,180万1,000円の減額は、本補正予算の財源調整額として、減額措置をしてございます。114.公用並びに公共用施設整備基金積立金の1億5,000万円の増額は、先の定例議会で議決をいただきました施設整備基金へ積み立てる措置として1億5,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

同じく25節積立金の細節111. 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金80万1,000円の増額補正につきましては、9目特別事業対策費の事業費から積立金へを組み替え、伊江村水道施設整備事業基金として積み立てたしまして、継続的、安定的な施設の管理運営等に備えるものであります。

次に、5目企画費でございます。1節報酬、7節賃金、8節報償費、9節旅費、11節需用費につきましては、それぞれ実績見込みによる補正減額でございます。13節委託料276万5,000円の減額につきましては、細節1186. 沖縄振興特別推進交付金事業の城山アーケード整備工事の管理委託業務、青少年旅行村設計業務、青少年旅行村駐車場整備工事の管理技術業務等の入札残による補正減額でございます。14節使用料及び賃借料5万3,000円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。17節公有財産購入費155万7,000円の減額につきましては、医療保健センター駐車場用地費の実績に伴う減額補正でございます。

5ページです。18節備品購入費990万1,000円の減額につきましては、気象観測機器購入及び観光客誘客環境整備事業の乗用草刈り機1台、作業用2トントラック1台の入札残によるものでございます。次に8目北部振興事業でございます。9節旅費、11節需用費につきましては、実績見込みによる減額でございます。15節工事請負費の1,140万円の減額につきましては、多目的屋内運動場整備工事の実績による減額補正でございます。次に9目特別事業対策費でございます。13節委託料327万2,000円の減額につきましては、細節1308. 総合運動公園整備事業の野球場整備事業の実施設設計業務の実績による減額補正でございます。15節工事請負費の492万6,000円の減額補正につきましては、細節1260. 西江上地区排水施設整備事業、細節1284. 伊江小学校校庭整備事業の実績見込みによる減額でございます。18節備品購入費89万9,000円の減額につきましては、細節1280. 外科用X線装置購入事業、細節1307. 多目的屋内運動場備品購入事業の実績によるものでございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳出6ページをお願いいたします。2款2項1目税務総務費42万8,000円の減額は、4節共済費、9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料、19節負担金補助金及び交付金、それぞれ実績見込みによる減額でございます。2目賦課徴収費10万円の計上は、23節、細節101. 還付金で住民税等の修正申告に伴う還付金に不足が見込まれますので、10万円の増額計上をお願いいたします。

歳出7ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費77万6,000円の減額は、4節共済費から14節の使用料及び賃借料まで、実績見込みによる減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

8ページでございます。2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費の9節旅費の細節1. 費用弁償、細節101. 委員普通旅費については、それぞれ実績に伴う減額です。13節委託料、102. 選挙人名簿システム改修委託料の26万5,000円の増は、選挙権が18歳以上となるための選挙人名簿登録見直しに伴うシステム改修費用として増額をお願いいたします。

次のページ、2款5項統計調査費、2目指定統計費については、1節報酬、7節賃金、8節報償費、9節旅費、12節役務費まですべて実績に伴う減額措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

歳出10ページでございます。3款1項1目社会福祉総務費2,252万8,000円の増額でございますが、細節1346. は、平成27年度実施の臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年度中、平成29年3月31日まで、65歳以上となる方へ、低所得者の高齢者向け臨時給付金を支給いたします。全額繰越しまして受付は4月中旬から、支給は5月から開始を予定しております。全額補助事業でございます。細節1346. のうち、7節賃金は臨時職員4カ月分、11節需用費は封筒、チラシなど、12節役務費は切手代等、13節委託料はシステム構築委託料、19節負担金補助金及び交付金は、対象者700名掛ける3万円で2,100万円でございます。13節の細節123. は福祉システム改修委託料でございます。その他は実績見込みに伴う減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

2目国民年金事務費4万9,000円の減額は、共済費で実績による減額でございます。4目国民健康保険会計繰出金600万8,000円は、28節細節101. 国保会計繰出金9万2,000円の減額、細節102. 保険基盤安定繰出金610万円は、国民健康保険特別会計へ繰り出したいたします。

歳出11ページ、3款1項6目介護保険費38万7,000円の減額は、4節共済費から14節の使用料及び賃借料まで、実績による減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

戻りまして10ページです。5目戦跡保存費479万5,000円の減額でございますが、11節需用費は実績見込みに伴う減額、12節役務費25万円の増額は、追加刻銘3名の刻銘手数料でございます。15節工事請負費、細節1296. は、名護市久志区の伊江村収容地跡記念碑の移設場所の農業振興地域除外の認定が次年度にずれ込むため、減額をお願いいたします。

11ページ、7目老人保護措置費28万円の増額でございますが、63歳男性で、平成28年2月10日から名護厚生園へ措置入所、3月末までの入所費の計上でございます。8目身体障害者福祉費29万8,000円の増額でございますが、うち13節委託料、細節105. は実績見込みに伴う減額で、20節扶助費、細節106. 地域生活支援給付費で、実績見込みに伴う増額でございます。負担割合が国が2分の1、県4分の1、村4分の1でございます。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

歳出12ページ、3款2項1目児童福祉総務費、12節役務費、手数料7万円の増額補正は、こども医療費助成に関する国保連合と医療機関へ支払う事務手数料の実績による計上でございます。20節扶助費、子育て支援金205万円の減額は、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、少子化対策事業への組み替えによる減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

暫時休憩します。

(休憩時刻14時30分)

再開します。

(再開時刻14時44分)

○ 議長 島袋義範君

引き続き、提案理由の説明を求めます。医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

歳出13ページ、4款1項1目保健衛生総務費、11節需用費から、2目予防費、9節旅費まで、それぞれ実績による減額補正でございます。13節委託料921万3,000円の減額につきましても、子育て支援金同様、地域活性化、地域住民生活等、緊急支援交付金、少子化対策事業への組み替えによる減額補正でございます。3目母子保健事業費29万円は財源補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

4目環境衛生費、11節需用費、細節2. 燃料費は実績に伴いましての減額。細節6. 修繕料につきましては、LED外灯3基の修繕をしたく計上してございます。細節101. につきましては、基金充当分の事業でございますが、20万円の補正増をお願いしております。13節委託料20万円の、細節103. 20万円の減額補正でございますが、実績を踏まえ減額補正をしています。

次の歳出14ページをお願いします。4款2項1目1万5,000円の補正でございますが、細節10. 医薬材料費に不足が生じる見込みに伴いまして、計上してございます。2目E&Cセンター運営費の60万円の補正でございますが、11節需用費のうち、細節6. 修繕料E&C施設内のごみクレーンバケットの不具合により、取り替えをしたく計上をしてございます。

○ 議長 島袋義範君

農業委員会事務局長 宮里正邦君。

○ 農業委員会事務局長 宮里正邦君

歳出の15ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費、121万9,000円の減額補正となっております。内訳としましては、7節賃金、9節旅費、12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、全て実績見込みに基づく減となっております。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

2目農業総務費353万1,000円の減額補正でございます。2節から4節までは、人件費の減は人事異動等に伴う差額でございます。11節需用費、修繕料でございますが、農産物加工センターのアイスクリーム製造器が故障をしておりますので、その修理費としての計上でございます。3目農業振興費498万5,000円の減額ですが、各節それぞれ実績見込みでの減額でございます。

次のページをお願いいたします。細節1006. 国営土地改良事業調査事務費25万円の増は、土地改良区設立に関する説明会案内、同意書等の郵送料が不足しておりますので、増額をお願いいたします。細節107. 産業まつり会場設営費の30万円の増は、「イージマチューパンジャまつり」の会場設営費、パワーテント設営、ステージ設営、電気水道設営等で、全体で不足が生じているため、増額をお願いいたします。細節1183. さとうきび安定生産対策事業は、歳入で説明しましたとおり、刈り倒し機の導入がなかったことによる減でございます。

5目畜産業費は360万8,000円の増額補正です。負担金補助金の細節105. 106. は実績による減、細節1252. 乳用牛繁殖雌牛更新事業は200万円の減ですが、対象4酪農家のうち、2農家が更新事業の導入を見送ったことによる減でございます。細節1300. 死亡獣畜冷凍輸送費補助金の減額は、当初輸送に係る経費補助を同事業で予定しておりましたが、畜産振興公社の事業で肉用牛保管対策事業が構築され、その事業でJAが行

う事業として輸送費補助が受けられることになったため、ここでは減としてございます。

6目畜産共進会費は、各節実績による減でございます。17ページです。7目農地費でございますが596万7,000円の減額でございます。細節1276. 多面的機能支払推進交付金事業、事務費と細節1277. 管理体制整備促進事業で節間の組み替え執行がございますが、ほかにつきましては、実績を見込んでの減額でございます。

8目溜池建設費は、需用費の消耗品費、光熱水費は実績見込みで減としていますが、修繕料は寺前溜池から西部への送水管に漏水があり、その修繕を施したため、修繕後ですが、実績での増額をお願いいたします。同じく借上料についても、阿良溜池の用水管補修時の重機借上料として増額をお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

歳出の18ページをお願いします。10目堆肥センター運営費ですけれども、388万6,000円の減額です。実績を見越しての減額です。まず賃金ですけれども、賃金の150万円の減につきましては、地方創生交付金事業で、これは昨年3月の末に国からの事業があったんですが、それで堆肥センターに集まる剪定木とか、枝とか、そういった枯れ葉を使って木炭をつくるという事業を計画をして、200万円の事業を構築して出しました。それが採択されまして、賃金とこの木炭をつくる釜の購入費が認められましたので、それを振り分けました。それで150万円の減額です。あと、報償費、旅費、その他実績に伴うものです。燃料費、食糧費については、50万円、当初事業が完成するというところで祝賀会などを、ということを見越して50万円予算を計上いたしました。堆肥センター既に運営してから2カ年、もう事業を進めておりましたので、これは必要ないんじゃないかということになりまして、その食糧費については50万円、減額することになりました。あと通信運搬費はアイドロー液の利用料が当初見込んでありますものより少なく、その分の減額ですね。運搬費の。それから手数料、これにつきましては、堆肥の分析を1検体追加しましたので、その分の手数料をお願いしたいと思います。それから自動車損害保険料。これにつきましては、前年度の保険料算定の中で、保険の見落としがありまして、これを3月に保険を加入したんですが、その請求が予定では5月末には来る予定で、補正も組みましたが、請求が6月以降になりましたので、新年度予算からその分を保険料を払いました。それで当年度後の14万円余りは、保険料不足しますので、その分を計上をお願いいたします。あと自動車航送料等、借上料につきましては、実績がないので、その分の減額です。あと加工原材料費ですけれども、これは120万円の減、アイドロー液の使用料が、当初見込みよりも大分少なくなっております。これは堆肥が中熟堆肥が主に出ておまして、その分で使用料が少なくなるということになっております。それと18節の備品購入費、これにつきましては、先ほど申し上げました地方創生事業の中で、炭焼き釜を購入するという事業が認められましたので、村費での単費での事業は減額ということで、今回落とすことによります。それから公課費につきましては、乗用車と4トン車、それから4トンユニックの公課費がちょっと、多めに見積もっておりましたので、その分の減額でございます。以上です。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

19ページ林業費です。1目林業総務費の増額は、人件費の不足分でございます。2目林業振興費は、実績見込みによる減額が主でございますが、需用費の中で、防除や消毒等の薬品などの消耗品費、それと車や器具類の修繕費に不足が生じる見込みのため、増額をお願いいたします。一番下の細節109. 子どもの森広場清掃等業務委託料の減は、子どもの森広場の清掃委託を伊江島カントリークラブへやっておりますが、年度

当初からではなく、年度途中の8月から委託をしたための、その分の減額でございます。

次の20ページをお願いいたします。水産業費、1目水産業総務費の減額は4月から10月までの給料を事業費、産地水産業強化支援事業の事業費から支出をしたことによる減額でございます。2目水産業振興費の増額は101. FRP漁船購入補助で、1隻漁船の購入がありまして、申請に基づく計上でございます。細節115. 漁業用氷代金補助金は、製氷施設の完成までの4月から10月までの補助として、措置しておりました500万円からの残額でございます。細節1237. 漁業者安全確保支援事業は、漁船無線器の設置の補助で、漁業者の負担の2分の1を村が補助しております。今年度は7船分の補助でございます。3目漁港建設費につきましては、事業実績に伴う減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

21ページをお願いいたします。7款1項1目商工総務費の8節報償費につきましては、実績による減額でございます。12節役務費の通信運搬費とコピーチャージ料につきましては、実績により不足が生ずることが予想されますので、計上してございます。14節使用料及び賃借料は、実績による減額でございます。2目商工振興費、7節賃金の減額につきましては、賃金職員の途中退職による減額でございます。内訳といたしまして細節101. 商工観光臨時賃金で2名、102. 旅行村管理人賃金と観光地清掃作業員それぞれ1名でございます。8節報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費につきましても、実績による減額でございます。14節使用料及び賃借料につきまして、自動車航送料は実績による減額でございますが、借上料では旅行村駐車場整備工事に伴います樹木の移植時の重機使用料として計上してございます。3目はにくすに関連費の11節需用費につきましては、旧ターミナル等レストランとうんがの1階にございます大型冷凍冷蔵庫の修繕料でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

歳出22ページ、8款1項1目土木総務費18万4,000円の減額補正でございますが、11節の需用費から14節使用料及び賃借料、19節負担金補助金及び交付金、それぞれ実績に伴う減額補正でございます。

次の歳出23ページ、8款2項1目道路維持費170万円の増額補正でございますが、13節委託料の細節101. 道路台帳作成業務、路線追加に伴う契約変更をしたく170万円増額補正をしてございます。次に2目道路新設改良費761万3,000円の減額補正でございますが、13節委託料、細節101. 未買収道路用地購入費、分筆業務の入札残に伴いまして減額補正でございます。細節1176. 社会資本整備交付金事業の委託料、これも入札残に伴います減額補正、15節の工事請負費、細節1176. 同じく事業の実績に伴う減額補正でございます。17節の公有財産購入費300万円の減額補正が、細節103. 未買収道路用地購入費の実績に伴いまして300万円の減額補正をしてございます。

次のページをお願いします。8款3項1目住宅管理費247万円の増額補正でございます。11節の需用費の細節1. 消耗品費、実績に伴いまして、足りない見込みでありますので、補正をしております。2節の燃料費につきましては、実績に伴いまして減額補正をしています。細節6. の修繕料275万円につきましては、各団地の水道メーターの取り替えが必要になりまして、その5カ所のうち60の基地の水道メーターを取り替えたいということと。西江上団地浄化槽の清掃業務、清掃を必要としているため計上してあります。12節の役務費につきましては、細節手数料4万円の増額補正でございます。細節101. プリンターチャージ料、それぞれ実績に伴いまして、それぞれ計上してございます。次に2目の住宅建設費5万円ですが、19節、細節

1167. 伊江村住宅リフォーム支援事業につきまして、46件申請がありましたが、5万円不足してございますので、計上してございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出25ページでございます。8款4項空港費におきましては、27万7,000円の減額補正でございます。4節共済費、14節の使用料及び賃借料の細節8. 借上料のいずれも実績による減額でございます。101. 空港車リース料の14万9,000円の減額は、契約実績に伴う減額措置、27節公課費につきましては、車両重量税3万円の減額につきましては、新車をリースしたため、車検がなかったため減額といたしました。

次の歳出26ページでございます。9款消防費、1項1目非常備消防費におきましても、おおむね実績見込みによる減額補正が主でございますが、3節職員手当等の細節12. 消防本部員手当の4万2,000円については、職員が本部員として待機する場合の手当てとして増が見込まれますので、予算補正をお願いします。8節報償費から19節負担金補助金及び交付金までは実績見込みによる減額措置でございます。2目消防施設費については、27節公課費において、消防費の経過年数に伴い税率が改正され、自動車重量税として2万円を増額する措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 大城強君。

○ 教育行政課長 大城強君

歳出27ページ、10款1項教育総務費、2目事務局費、3節職員手当等から12節役務費までは、それぞれ実績見込みによる増額でございます。19節の細節121. 離島高校生修学支援費で138万円の減額補正でございますが、対象高校生が当初より4名減で、2,718万円の実績見込みによる減額でございます。27節公課費、車両重量税に2,000円不足が見込まれるための補正でございます。

次の28ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費172万6,000円の減額補正でございます。3節職員手当から14節使用料まで減額補正でございます。2目教育振興費84万7,000円の減額補正でございます。8節報償費から19節負担金補助金及び交付金については、実績見込みによる減額でございます。20節の扶助費、細節301. 要保護準要保護就学援助費57万9,000円の減額につきましては、当初43名の見込みしておりましたが、実績で35名の、8名の減による補正でございます。

次の29ページ、3項中学校費、1目学校管理費3万3,000円の増額補正でございますが、2節給料から14節使用料及び賃借料まで、それぞれ実績見込みによる補正でございます。その中で11節の細節5. 光熱水費では16万4,000円が不足見込まれるための補正でございます。2目教育振興費9,000円の減額補正でございます。8節報償費につきましては、実績見込みによる補正でございます。19節負担金補助金及び交付金につきましては、細節101. 伊江中大会派遣費助成事業50万円の増額でございますが、県中学校文化祭出場、また女子バレー部が今度新設されまして、その派遣費に係る補正でございます。20節扶助費、細節301. 要保護準要保護就学支援費25万8,000円の減額につきましては、当初24名見込みが実績で21名と3名減に伴うものでございます。

次の30ページをお願いいたします。4項幼稚園費、1目幼稚園費ですね。27万2,000円の減額でございますが、4節共済費から14節使用料及び賃借料までは、それぞれ実績見込みによる補正でございます。18節細節201. 西教材教具費9万8,000円につきましては、プリンター故障による購入費を計上しております。

5項社会教育費、1目社会教育総務費30万2,000円の減額でございますが、3節職員手当等から19節負担金補助金及び交付金まで、それぞれ実績見込みによる補正でございます。2目公民館費38万5,000円の増額

でございますが、1節報酬から11節需用費まで、それぞれ実績見込みによる補正でございます。11節の中で、細節302. 改善センター光熱水費の20万円の不足が生ずるため、補正でございます。3目文化財保護費1万2,000円の増額ですが、2節給料、11節需用費、それぞれ実績見込みによる補正でございます。

次の32ページで、6項保健体育費、1目保健体育総務費31万4,000円の減額でございます。1節報酬、9節旅費につきましては、それぞれ実績見込みによる補正でございます。19節負担金補助金及び交付金、細節101. スポ少大会派遣費助成事業19万円の増額でございますが、スポ少のサッカー、県大会出場による補正でございます。2目体育施設費112万6,000円の減額でございますが、3節職員手当等から19節負担金補助金及び交付金まで、それぞれ実績による補正でございます。その中で11節、細節6. 修繕費58万6,000円の増額でございますが、B&Gの玄関ドアが1月下旬の強風で破損による修繕費を計上しております。19節303. B&G沖縄県大会派遣費37万6,000円の減額は、台風のため、久米島大会不参加による補正でございます。

次のページ、3目学校給食費、11節需用費、細節2. 燃料費、細節5. 光熱水費はそれぞれ実績見込みによる補正でございます。細節7. 賄材料費の45万円に不足が見込まれます。転校生4名、ふれあい給食の増等、野菜高騰での不足が見込まれるための補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

34ページでございます。13款諸支出金、1項普通財産取得費、2目土地開発基金費につきましては、基金利息の増額が見込まれますので、2万2,000円の増額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀里裕治君

13款3項1目過年度支出金、細節の103. 保健事業負担金精算分8,000円の増額は、実績見込みによる計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

同じく細節108. 障害者自立支援給付費精算分12万7,000円の増額でございますが、平成26年度県補助分の返還のための計上でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、款ごとに質疑を許します。1款、村税。1ページから4ページ。〔「進行」の声あり〕

3款、利子割交付金。5ページ。〔「進行」の声あり〕

4款、県民税配当割市町村交付金。6ページ。〔「進行」の声あり〕

5款、県民税株式等譲渡所得割市町村交付金。7ページ。〔「進行」の声あり〕

6款、地方消費税交付金。8ページ。〔「進行」の声あり〕

7款、ゴルフ場利用税交付金。9ページ。〔「進行」の声あり〕

8款、自動車取得税交付金。10ページ。〔「進行」の声あり〕

10款、地方特例交付金。11ページ。〔「進行」の声あり〕

13款、分担金及び負担金。12ページ。〔「進行」の声あり〕

14款、使用料及び手数料。13ページから14ページ。〔「進行」の声あり〕

15款、国庫支出金。15ページから17ページ。〔「進行」の声あり〕

次、16款、県支出金。18ページから20ページ。〔「進行」の声あり〕

次、17款、財産収入。21ページから22ページ。〔「進行」の声あり〕

次、19款、繰入金。23ページ。〔「進行」の声あり〕

次、21款、諸収入。24ページから25ページ。〔「進行」の声あり〕

次、22款、村債。26ページ。〔「進行」の声あり〕

歳入一括して質疑を許します。1ページから26ページまで。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。

1款、議会費。1ページ。〔「進行」の声あり〕

2款、総務費。2ページから9ページまで。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

歳出2ページ、2点ほどお伺いしたいと思っています。1点目に一般管理費の1347. 伊江村情報セキュリティ強化対策事業なんですけれども、3,000万円近くなんですけれども、ウィルス対策として、セキュリティ強化ということなんですけれども、これはパソコン等だと思いますけれども、これは何台分というんですか。これどここのセキュリティの強化対策に使うんですか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

ただいまの御質疑の1347. 伊江村情報セキュリティ強化対策事業のお伺いだと思います。総額で今、2,500万円余りを計上させていただいております。国庫補助金で500万円余り計上させていただいているんですが、これについてはパソコンの、それぞれのパソコンということではなくて、ファイアーオールといまして、セキュリティの高い、そういった機器を今住民情報ネット、住民課が使っている個人情報がつまっているというんですか、ある部分と。我々職員が扱っている例えば伊江庁舎内での業務システムのようなものもあります。そしてそれがパソコン上でまたインターネットということで世界につながるような世界があるわけなんですか、このインターネットと、我々といいますが、役場で庁舎内で使っているこの業務システムの間、ファイアーオールという特殊というんですか。セキュリティを高めるための整備をしまして、職員だけではなくて、いろんなこの外からの個人情報が漏れる危険性から逃れるため、防護するためのシステムとして、全国の自治体に総務省、国のほうが入れるようにということで、このたびの補正予算の中で、国の補助をいただいてやる業務でございます。したがって、個々のパソコンを購入したりとか、そこで何かをするということではございません。ですからサーバー室の中で、いろんなこういった整備を図っていくというような形になります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

はい、わかりました。

あと1点なんですけれども、11節需用費の食糧費15万円計上されましたけれども、初めて聞くG1サミット、サミットというと、何か大がかりな人数で開催されるような大会だと思ってしまうんですけれども、このような小予算で詳しくどのような感じでやられるのか。詳しく説明をお願いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

後ほど、また村長のほうからも少し補足していただければと思います。私の知る限りで御説明申し上げます。今後の日本や世界を担っていくリーダーの皆さん、たくさんいろんな方がいらっしゃるんですけども、政治家、経済界のリーダーですね。そして文化界、財界、いろんなこのトップの皆さんが集まりまして、沖縄のほうで2回目のサミットを開くようでございます。その中でまた伊江村にまた何10名かの皆さんがフェリーを貸し切って、来村されるということで、村長、副村長がフェリーに乗りまして、本部まで迎えにいきまして、また伊江島で観光をなさいます、伊江島の食材を使った弁当とかをフェリーで召し上がっていただいたり、ということで、伊江村を売る絶好の機会でもあるのかなということで、この迎え入れるといいですか。接待をするような。できれば伊江村をしっかりと記憶に残していただければということで、そういった需用費とか食糧費とかで計上させていただいて、その対応費として補正予算を組んでいるところでございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

フェリーで出迎えて接待という方法なんですけれども、これは日帰りで帰るわけですか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

3月19日、18日から21日まで来られるんですが、伊江島には19日に来られる予定で、日帰りです。フェリーを貸切で。ということで予定をされておまして、公営企業課、商工観光課、総務課のほうでまたそういった窓口として、取り扱っていきたいと考えております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

大体、総務課長がただいま述べたとおりであります。これ本土のその辺を企画運営しているこの会社がありまして、そこが名護でこの3日間にわたって、そういうそうそうたるメンバーなんです。その方が来て、名護で3日間にわたっていろんな分科会をやって、そういうG1サミットという部分で、大会を開催するひとつのオプションとして、伊江島にぜひ行きたいということで、いろいろと調整をした中で、私は100名ぐらい来るとすれば、チャーターでできますよという話をしたら、そういう方向性で進んでいるわけです。本部のほうから8時半で特別チャーターが来て、島から11時半に帰るという日程になって、この中でもこの移動は地元のバスを使ってほしいということで伊江バスが全て、対応するようになって、いろいろと調整をしまして、観光も現在は80名以上は確実に伊江村に来村されるということですが、こう西回り、東回りで調整をして、芳魂之塔でもちょっと献花もしていただきながら、伊江島をいろいろと説明していければと思っております。政治家もいろんな方が来るんですよ。去年いらした細野豪志衆議院議員で、民主党政権のときに沖縄担当大臣でしたか。前原誠司代議士、自民党では今、首相補佐官ですか、世耕弘成で、下村博文、もっとほかにもいましたが、大学の教授とか、キャノンの会長とか、日本で結構、現在活躍されている皆さんが名護市でそういうG1サミットということで、分科会があつていろんなこの討論をする、議題を決めていろいろと勉強をするということですので、そういう中で、沖縄県からは、前の高良前副知事も出席されるという部分で、フェリーの中で伊江島をぜひ紹介してほしいということですので、その辺を

今準備をして、伊江島の中をこう紹介しながら、午前中には帰って、午後から名護市のほうでG1サミットが開かれるということになっておりまして、開会式に御案内がありますから、私も開会式は出たいと思いますが、翌日の20日のディナーで伊江島の食材を使った、いろんな料理も出すということで、それも来ていろいろと説明してほしいということがありましたが、私はちょっと行けなくて、副村長も調整をしたんですが、出席はかないませんので、そういう部分で19日の開会式には招待がありますから、出席をしたいと思います。そういうことで、せっかくオプションとして伊江島に行きたいということでしたので、伊江島をピーアール、発信するいい機会ですので、総務課、商工観光課、公営企業課、その辺を含めて今準備をして、受け入れ態勢をしているという状況であります。そういう中で、どのぐらい伊江島のピーアールができるかわかりませんが、誠意を持ってこう受け入れてをして、対応ができればと思っていますところでは。

訂正させていただきます。民主党の私、「ほしのごうし」と言ったみたいですが、「ほそのごうし」衆議院議員ですので、訂正させていただきます。

○ 議長 島袋義範君

進行します。3款民生費。10ページから12ページ。

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

10ページ、19節の負担金補助金及び交付金について、お伺いします。これは細節で1346。低所得の高齢者向け臨時給付金給付事業ということですが、今年は7月には参議院選挙が行われます。この給付金の支給については、5月から始まるということで、マスコミ等では参議院選挙対策費だというふうに言われているんですが、低所得というのはいくら以下の方々ですか。

それから2つ目に何名おられるか。それから3点目に、今後とも引き続き行われる給付金なのかどうか。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

名嘉議員の質疑にお答えしたいと思います。

平成27年度も低所得者の高齢者向け臨時福祉給付金は実施をいたしました。この給付金につきましては、低所得の高齢者に対し、消費税引き上げによる影響を緩和するため、低所得の高齢者向け臨時給付金を実施するというふうにごうたわっております。支給対象者は平成27年度臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年度中、(平成29年3月31日まで)65歳以上となる対象者数は700名、基準日が平成27年1月1日時点で住民票があるということがございます。支給額は、支給対象者1人につき「3万円」でございます。補助率が100%補助事業でございます。65歳以上となる方については、3万円の支給があるということでございます。

非課税者の方に住民税の非課税の方が該当するというところでございます。継続につきましては、新年度でもこれはこの給付金事業については、平成28年度の上半期で、新年度予算に計上しています給付金事業については下半期と3つの給付金事業がございます。以上でございます。

○ 議長 島袋義範君

進行します。4款衛生費。13ページから14ページ。〔「進行」の声あり〕

6款農林水産業費。15ページから20ページまで。

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保 議員

16ページ、1183。さとうきび安定生産確立対策事業、その中で刈り倒し機の導入断念ということでありましたけれども、率直に、なぜ断念をしたか。教えてください。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。この断念につきましては、その刈り倒し機を議員の皆さんもごらんになられたかと思いますが、実証試験といますか。それをやって農家の皆さんの反応といますか。を聞いた上で、刈り残し等も見受けられると。そういうふうなさとうきび生産組合の中での話し合いの中で、ちょっと村には向いていないというような結論になって、断念したという経緯でございます。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

私はこれ断念したのは、今回英断だと思っています。断念の決断をしたのは、正解だと思っております。私たちも去年、現場西崎でしたけれども、現場を見せてもらいました。刈り倒しをしているところが、さとうきびがかなり倒伏しておりまして、根の刈り残しとか。あるいはまた倒伏しているものですから、うまい具合に刈り倒しできないというようなことがあります。今黒糖工場でも1週間前ほどでしたでしょうか。50トン工場の1日処理能力に対して、70トンから80トン搬入があったということで、3日間刈り取り中止をしているんですね。ですからその辺も踏まえて、村民の中でもハーベスター云々の話もありますけれども、やはり黒糖工場になっても、これだけの労力というのはあるわけです。ですから使えない機械を導入するよりも、これから新鮮原料、きれいな梢頭部をとって、新鮮原料を搬入することにより、また製品が上がるということも考えても、今回の断念というのは、私は評価すべきことだと思いますので、ひとつ今後とも機械に関しては、今回みたいに実証試験も十分にしてもらって、導入を今後も何かの機械は導入するかわかりませんが、今後ともそういった実証試験の結果を十分踏まえて、導入していただきたいということを申し上げて終わります。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

同じく5目畜産業の細節1300。死亡獣畜冷凍輸送について、ちょっと関連してなんですけれども、昨年の何月から稼働をして、何頭の死亡牛がいたかということまで、お願いします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

今、手元に正確な資料は持ってありませんが、ちょっとこの稼働が少し遅れまして、昨年12月からの稼働だったと思っております。

それから2回の輸送は確実にっております。それ以後のことについては、確認してありませんが、1回の輸送で20頭から30頭ぐらいですかね。やっておりますので、その2回は確実に輸送をしております。

○ 議長 島袋義範君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

関連するんですが、死亡獣畜はこれは産業廃棄物になるのか。どんなになるのか。輸送に対して村がやっているのか。その辺の方向をちょっとお聞きしたいんですが。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

お答えいたします。確か産業廃棄物ということで、こちらその処理を村で輸送をその処理場に輸送をしてやるということで、産業廃棄物ということで見ております。

○ 議長 島袋 義範 君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清 夫 議員

産業廃棄物の場合、ちょっといろいろと免許とか厳しいところがあるもので、しっかり管理できればと思いますので、しっかりしないと、結構検査は厳しいから産業廃棄物、今後どんどん厳しくなると思いますので、その技術員とかは大丈夫ですか。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

お答えいたします。こちらでのこの設置等についても、保健所の確認もとってやっております。ただ輸送に関して、その免許がないとできないということがございましたので、伊江貨物のほうもその免許の取得の上で、輸送をしております。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

16ページの細節1252. 乳用牛繁殖雌牛更新事業について、お伺いします。これは4件のうち2件は見送ったということでしたが、酪農家の皆さん聞いてみますと、経営大変厳しいという状況だということを知っています。爆音との関係も指摘されているんですが、その他の方も非常に経営が厳しいというふうに聞いています。沖縄全体でも乳用牛、牛乳の量が減っているそうです。村として酪農家の経営状況を把握されていますか。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

お答えいたします。経営状況という。回答になるかわかりませんが、今回の事業導入に際しても4件のうち2件は断念したというふうに説明しておりますが、その2件に関しても1件は今後、肉用繁殖のほうへ移行していきたいというような希望もあって、今回断念したと。あと1件についても、大変母牛の病死や繁殖率とかの低下等があって、保留する対象牛、更新する対象牛も少なくなって、大変厳しい状況で断念したということで、それぞれ厳しい状況にあるというふうに感じております。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

これ1頭当たり、補助額はいくらでしたか。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

お答えいたします。1頭当たり20万円でございます。20万円の1件当たり5頭まで更新できるということで予算措置をしているところでございます。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

補助額を引き上げることは無理ですか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。現在のところはこの補助への増額とか、そういうことではなくて、ほかの面での助成を新年度で策定とか、正規のものとか。次年度では別の方向での補助を予定しております。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

私からも少しお答えをさせていただきます。名嘉議員からあったとおり、農林水産課長も答えておりますが、非常に酪農をされている皆さんの経営はひっ迫して厳しいのではないかと私も感じてはおります。それでこのフェリーの輸送費の助成とか、その雌牛の繁殖雌牛の更新事業とかという部分で、制度を創設して支援をしてまいりましたが、その20万円という部分についても、多分この導入のときに、ほとんど北海道から購入されるんですかね。その中で20万円というときは、当時の担当課長と調整をして20万円という金額になったというふうに私は理解をしておりますが、その金額の部分でなかなかこう導入がはかどっていないのかどうなのか。全体的なこの酪農の将来性という中で、雌牛更新よりは、先ほどあったように2級牛にかえていく。それと、今いる乳用牛の部分をやっても、そこの部分が終れば乳用牛に見切りをつけるとか。その辺いろいろと考え方があると思いますが、そういう中で施政方針にも述べていたとおり、北海道から削蹄師で来て、その費用を負担しているとか。雌雄別の判別できる部分で、今平成28年度に村とその酪農組合を含めて、伊江支部と調整をして検討していくということですので、その辺の中で有効的な支援ができるのであれば、村としてやっていきたいと思っておりますし、この20万円という部分についても、20万円だから導入できないのか。これを30万円、肉用牛みたいに30万円にしたら導入をして、もっともつこの酪農の経営に頑張っていけるのかどうなのか。この辺ぜひ、4経営体の皆さんと今後話し合いをしていきたいと思っております。そういうことで、今後肉用牛と同じように乳用牛についても、村として支援はしていきたいと思っておりますから、まずその辺の部分でいろいろとお話もさせていただきたいと思っておりますし、またこの経営状況というのは、なかなか個人的にはこの金銭面の部分に入るので、なかなか具体的にはもうお話もできないかと思っております。ただ、どういった感じで村として支援をしてほしいというような部分については、新年度に入りまして、私も含めて4名の酪農家の皆さんとお話はしていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

10番名嘉 實議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

質問回数は制限なしにしてほしいんですが。4回目ということですが…。

和牛に切り替えたいという方もいます。話を聞きました。ところが今、和牛に切り替えようとしても、繁殖候補牛が高くて買えないと。子牛を買って実際、金になるのは3年後ぐらい、その間、収入はないという

ことで、なかなか切り替えができないというのが実態だそうです。また、小橋川さんのところでは、事故が多くて「どうしようか」と、全くやる気をなくしている状況もあります。TPPとの関係もあって今後どうなるか。の心配もあるそうです。ぜひこの酪農家、西崎に4件しかありませんが、彼らが生き延びていく方向で、行政も力を貸してほしいというふうに思います。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

その現状認識は名嘉實議員とほぼ私も同じですので、そういう方向性で村としてもしっかりと対応をしてみたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間 広 樹 議員

質疑は1回で終わらせたいと思います。

18ページの堆肥センターの運営費に関連してなんですが、先日山城議員がこの堆肥の成分について質疑がありました。今、JA伊江支店のほうで、伊江島1号を販売委託されていると思うんですけども、そこで購入された方々がまた芽をまいたけど、発芽しなかったと。ほかの作物を植えたら枯れてしまったということをお聞きします。今の施設の整備ではそういう成分で完熟堆肥を提供するという事なので、この連携をとってJAの窓口の方々と。この購入する場合のこの用途、この堆肥はこういう使い方をしてくださいという細かい説明があれば、そういうトラブルも減るのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮 里 政 喜 君

ただいまの御質疑にお答えします。

堆肥センターに直接買いに来る農家の皆さんは、いろいろとどういう作物を植えるんですか。いつごろ植えますか。どれぐらいの面積ですかということで、お互いやりとりをしながら、じゃあどれぐらいがいいですねということで話をしているんですが、おっしゃるようにJAとはなかなか課長とはそういうコミュニケーションはやったつもりではあるんですが、このJAの窓口を担当する職員のほうに、まだ細かくいっていないところもありまして、お互いそこら辺はぜひ必要なことですので、早速あしたにでも窓口の皆さんといろいろと意見交換したいと思っております。そういうことをしながら、また一般質問でもありました、いろいろと問題点もたくさん聞かれますので、そういった情報も意見交換も交えまして、農家の皆さんが使いやすい堆肥をこれからもつくれるように、また努めていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

最初に18ページですね。先ほど説明の中で木炭の堆肥センターのほう、あったんですが、この木炭をつくる材料、結局は古木等だと思いますが、これは破砕機を入れない、向こうで結局、破砕機に入れないぐらいの大型のものを予定しての話なのか。それとその販売はどういった販売を予定しているのか。

それと続きまして17ページの8目溜池建設費の中の11節需用費の中の、細節6. 修繕料ちょっと溜池の名前をちょっと聞き逃しましたので、どこの溜池か。この2点をお伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮 里 政 喜 君

島袋議員の最初の1点目の堆肥センターでの木炭の販売、製造についての御質疑にお答えします。

説明でも申し上げましたが、地方創生の先行型事業交付金ということで、今回木炭をつくる釜を2基購入をしております。これにつきましては、堆肥センターの西側にあります枯れた木などを集積する場所がありますので、そこに集まってくる村内から出る剪定木とか、倒木とか、そういったものをうちのユンボで細かく粉碎をして、これを材料にして使うということで今、考えております。

それと販売についてですけれども、今回の購入したのは、小型の釜でございまして、まず木炭をどういうふうにできるのか。それと木炭、今回の釜で木炭をつくる場合は、最初に火をたいてから、大体10時間ぐらいかかるという予定であります。となると、それを扱う人の人件費、あるいはまたそれをつくる熟練した技術というのにも必要になりますので、そういったこと等を試験的にやるということでの釜を購入しておりますので、それが熟練して、もう常時つくれるようになったら、今度は木炭をいろんな用途に使えますので、木炭につきましては、そういったものを販売。もちろんそういった方面に向けて検討していくということでもあります。木炭の用途につきましては、いろいろと皆さんも御承知かと思いますが、直接こうやるのもありますし、あるいは堆肥に混ぜてやる場合もありますし、あるいは住宅の湿気防止とか、あるいはまた溜池の水の浄化とか、そういったことごとにも使えますので、まずは木炭をつくる技術を熟練した技術を確定するのが先決だと思いますので、そういうことで今、その試験用の釜を購入をして、試験をするということでもあります。

失礼しました。今回の釜は先ほど申し上げましたように、小型のものでありますので、枯れた木を丸々入れるということは厳しいんですが、先ほど申し上げましたようにユンボでこう砕くアタッチメントがありますので、これで細かく砕いて、大体人間の腕ぐらい太さまで砕けますので、そういったもの細かくして、それを炭にしていくという考え方です。

村内の防風林、モクマオウもたくさん枯れておりますけれども、そういったのもこのユンボのアタッチメントで砕くことが実際、可能であるということを確認しておりますので、そういった利用の方法は大丈夫だと思います。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

2点目の溜池の件ですが、寺前溜池から西部土地改良区への送水管の亀裂による漏水が、3カ所ありましたので、その修繕費でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島 袋 勉 議員

はい、わかりました。堆肥センターの件に関しては、破砕機で実際砕いて、火力にされているチップ状というんですか。そういったものを見ました。自分が見た感じでは、そのまま敷き料として、自分が見た感じは使えそうなんです。逆にこれだけ死亡牛がいる中で、牛舎の管理、衛生管理が今重要という話も大分出てきているわけです。獣医の話を知ると、牛舎の衛生管理をできるだけ上げていけば、そういった死亡牛も減ってくるんじゃないかという話は、私は獣医から聞いております。逆にそういった試験的に使うのであればいいんですが、もし優先的にそういった破砕木を敷き料として使えるような状況があるのであれば、私としては逆にそういった衛生面、牛舎の衛生面に優先的に入れてもらって、それは結局は堆肥センターに回っ

ていく資材になります。それでもし死亡牛が減るんでしたら、ぜひその辺もいろいろと研究をされてみてほしいと思います。

それと、今の溜池の修繕費に関しては、一回農林水産課に自分で見てくれということ、私はウカバ溜池の側壁に対して、漏水箇所が2カ所ぐらいあるんですが、どうかその辺を確認をしてくださいというふうに連絡を入れました。実際そこは漏水していて、常時水が出ている状況下であります。その辺報告を受けているのかどうか。実際このまま今の修繕費では、それが入っていないんですが、それは報告は受けているんでしょうか。

議長 島袋義範君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

ただいまの島袋議員の剪定木の破碎した敷きものを敷き料に使うということにつきましては、量的に十分な量が確保できるようでしたら、それはそれでおっしゃるように敷き料として使うのも、こちらとしても前提でありますので、今後はそういったことも含めながら、敷く料として使う。あるいはもっと別な利用方法がないのかどうか。そういったものも全て、あらゆる面から検討を進めながら、事業、堆肥センターの運営にあたっていきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

初めの、先ほどの敷き料の件につきましても、畜産農家の皆さんともその辺が牛舎の衛生管理面、疾病予防に適應するのか。いい材料なのか。その辺は畜産農家の皆さんとも話し合いながらやっていければと思っております。

それと先ほどのウカバ溜池の漏水の件につきましては、実際私のほうは確認しておりませんが、まだそれが修繕されていないということでありましたら、早急にその辺の修繕費を見積もって措置していきたいと思えます。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

これで3回ですので終わります。

実際、木炭等もいい案だと思います。試験的にいろいろ試すことはいいことだと思いますが、またそういったいろいろと試験するに当たり、村民の情報もできるだけとっていただいて、今からそういった試験的なやり方、いろんな情報を持っている方、たくさんいますので、ぜひそういった耳を広げてというんですか。情報網は大きく持っていただきたいと思えます。

それと溜池の管理に関しては、皆さんも忙しいと思えますが、一番重要な施設でありますので、定期的に回っていただいて、十分な管理をよろしく願います。以上です。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

16ページ、細節116. 重要野菜価格安定対策事業のこの野菜の種類がどういうものか。それとこの事業の目的、そしてめくっていただきまして、18ページの細節の3. 食糧費50万円について、これは確認ですけども、この50万円の減は堆肥センターの完成に伴う祝賀会を取りやめたということか、これは確認です。

次は質疑ですが、今まで現在に至ってこの堆肥センター、どのぐらいの予算が投入されたか。以上、ちょっと聞かせいただけますか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。重要野菜価格安定対策事業、それに該当する野菜としては、県内出荷用がトウガン、島ラッキョウ、それと県外出荷野菜として、ゴーヤー、トウガン、サヤインゲン、サトイモ、以上でございます。

議長 島袋義範君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

亀里議員の質疑にお答えします。

まず食糧費につきましてですけれども、先ほども説明で申し上げましたけれども、祝賀会等を考えておりましたが、これはもう既に運営しているので、見送ったほうがいいんじゃないかということでの減額でございます。

堆肥センターの総事業費につきましては、今ちょっと手元に資料ないんですが、確か17億円近くは投じていると思います。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

16ページの重要野菜価格安定対策事業については、ぜひ一生懸命活用できるようにしていただければと思います。

そしてこれは村長にもお伺いしたいんですけれども、堆肥センターの完了をして、これ供用開始しているから祝賀会はやめるという理由で、この予算はチャラになったということですよ。私はこの事業は、柔軟に行ったほうがいい。と言いますのは、小さな事業ではありません。これにはすごいわくがありまして、前大城勝正村長が、全政治力、自分の持っている政治力を傾注して、事業導入に至った事業なんです。大城前村長ですね、肝入りの事業なんです。これを今、供用が開始したから、この落成式を取りやめるということは、私はいかがなものかと思えます。せめて、前大城勝正村長に、「もう、きれいに完成しましたよ」と言って、報告ぐらいするのが、我々行政としても、私たち議会としてもあるべき姿だと私は思いますが、村長いかがでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

はい。亀里議員がおっしゃるとおり、この堆肥センターについては、前大城村長が非常に精魂といいますか。気持ちを込めた、そういう事業だと思っておりまして、非常にこの事業期間も相当長らくかかりそうな部分を、精力的に要請をして、こう完成を見たという部分で思っております。そういう中で、当初、そういうことで食糧費もやって、祝賀会をいろいろと予定していましたが、国、県と調整の中でも、はっきり言うと、村としてのこの祝賀会のタイミングを逸してしまった部分があったというのが、なんです。正直言って。

そういうことで、この製造所とこの貯蔵庫が完成したときに、この建設場所での安全祈願をつかった施

設が、無事故でその辺がないようにという部分のことでウートートはさせていただきましたが、亀里議員がおっしゃられたような部分も含めて、私と役場の内部で配慮がなかったのか。タイミングもずらして、じゃあどうしますか。県ももう稼働しているしという部分に、甘んじてその辺の部分で受け入れて、やらなかったということは、今お話を聞いて非常に反省をしていますし、おわびもしたいと思っているところでございます。そういう部分で約17億円ぐらいの事業料をかけて完成をさせていただきましたので、そういうことで、今後とも報告も申し上げながら、その辺に報いるためにも、この堆肥センターを有効に活用して、大城勝正前村長がこう目指していたやはり循環型の農業、有機農業そしてひいては、伊江村の農業の振興をして、農家の経営所得を高めていって、農家が豊かになるという部分で、この堆肥センターを目指してつくられたと思っていますので、私たちはその遺志を継いで、この堆肥センターを活用して、島の農業の振興にまた頑張っていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

時期を逸してしまっていますね。もう取り返しはつきませんが、皆さんすごいプロなんですから、行政の。それだけのすばらしい能力が集まっているわけですから、ぜひ何らかの形で、村内だけでもいいんじゃないありませんか。そういう印だけは、村民にもアピールをするためにも、私は大事なことではないかと思っておりますので、ぜひ皆さんで検討していただいて、前向きに誠意を持って検討していただいて、ぜひ対処をしていただくことを懇願しまして、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

堆肥センターですね。今後多少予定している事業もありますので、その辺の部分を導入をして、その完成、完工とあわせて、そういうのもできればと思っております。

○ 議長 島袋義範君

暫時休憩します。

(休憩時刻16時08分)

再開します。

(再開時刻16時17分)

6款進行していいですか。〔「進行」の声あり〕

7款商工費。21ページ。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

21ページの商工振興費の7節賃金の613万円の減ですね。これは説明は商工観光課の臨時賃金2名と。旅行村管理人賃金が1名、観光地清掃賃金、計4名のやめたということですか。ということで、それだけの減になって613万円の減になっていますけれども、この4名が減った欠員というんですか。欠員ではないですよ。減った期間はどのぐらいあったんですか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいまの質疑にお答えします。まず臨時職員ですね。101.の商工観光臨時賃金につきましては、1人が11カ月と、もう1人が6カ月、計17カ月でございます。そして旅行村の管理人賃金につきましては、現在11月に辞めましたので、その間4カ月あります。

そして103.観光地清掃賃金につきましては、実際6月に1人辞めた後、11月と1月に新たに作業賃金と

して採用しております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

11カ月と6カ月、それだけ長い期間を3人がいなくても、皆さんの仕事は、そして村民からの要請に応えることはできておったんですか。

それならこの4名というのは、ちょっと無駄な雇用にも考えられますよ。どうしてこの4名がこの時期に、この長期間、臨時職を退いたか、その辺のところを何かきちんとしたことを説明してくれませんか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

まず商工観光臨時賃金につきましては、この方は長年、商工観光課でリリーフとかが、そういった管理をして回りました。その中でやはりほかの仕事に就きたいということがございまして、そして役場のホームページ等でも臨時職員等の採用の募集もかけましたが、その応募の中で新たに採用できなかったということがございます。

そしてお1人の方は6カ月といいますか。女性の方ですが、また他に仕事があるということで、村外のほうに出ております。

そして旅行村の管理人につきましては、旅行村のビーチの監視等の管理をしております、実際その監視の中では、この仕事に障害なく進めていったわけですが、ビーチの監視が業務がなくなったその後に、また他の仕事があるということで退職したという経緯でございます。そしてその間、人がいなくても仕事は進めるのかということでございますが、それは職員もそれに対して、仕事をしておりましたので、その間やはり人が少なくて困っていることは現状ではありますが、今一生懸命その仕事、職員も一丸となって仕事をしているところでございます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

残った職員はスーパーマンですね。ぜひそういうスーパーマンの職員がいっぱいいれば、村民の需要に応えることができます。どうかそういうスーパーマンを育てることも、皆さんの課長の仕事だと思います。そんなに無理するよりは、努力に努力を重ねて、もっと今商工観光課は、臨時職員の方がいない。だから何とかみんな応募でもしてくれないかということ、積極的にどんな活動をしたんですか、皆さんは。ただ来るのを待っていたんですか。

4名も減って、あれだけの小さい賃金ですね。4名も減ってこれまでの仕事内容をこなすということは、素晴らしいことは素晴らしいですけども、かなり無理を強いていることなんですよ。その辺をよく直接の管理である課長は、よくよくそういうことをこの臨時職員の皆さんの状態を把握しながら、業務に当たっていくべきだと議員の立場からしますと思います。今後ぜひですね。こういうことには気を配っていただいて、業務を遂行していただきたいと思います。終わります。

○ 議長 島袋義範君

進行していいですか。〔「進行」の声あり〕

8款土木費。22ページから25ページ。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

24ページの住宅リフォーム支援事業について伺います。

この事業は、平成26年度から当初予算600万円の村の単独事業として始まったんですが、途中から国の補助金、それから県の補助金が入っているということですが、実績について伺います。平成26年度と平成27年度、村財源内訳も含めて、実績について伺います。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えします。平成26年度につきましては、若干、手元に資料がなくて、平成27年度の2月末までの実績をお知らせしますので、よろしくお願ひしたいと思います。まず先ほども申し上げましたが、平成27年度のほうが46件の申請につきまして、外灯工事価格が5,113万3,000円、100円値は除きます。そうしまして、補助金額が784万7,000円、これはその申請した方々へお支払いした金額でございます。そのうち国、県に対してはこの補助対象になる項目がございまして、バリアフリー化に特化する。それから省エネということでペイント、防暑ペイントをそういうペイントを使用した場合は、国、県の補助に該当するというので、その補助対象の件数が19件、その対象額が368万5,000円、そして国のこれに対する国の2分の1の補助としまして184万2,000円、それから県が4分の1でございますので、92万1,000円、市町村費が92万1,000円という事業実績となっております。名嘉議員におかれましては、平成26年度につきましては、もしちょっと手元に今資料がないものですから、後ほどお配りしてよろしいですか。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

国、県対象に補助対象になった金額だけですよ、これ368万5,000円のうち、国が184万2,000円、県が92万1,000円、村が92万1,000円、これは784万7,000円のうち、国、県、村の負担分ですよ。私が聞いたのは。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

この村がその申請者へお支払いする金額が784万7,000円ということでありまして、補正もお願いした785万円、予算上ですよ。予算上785万円になりますが、先ほどいったこの村が申請者へ支払いした金額を国、県へ申請していくわけですので、先ほど申し上げた支払い額784万7,000円のうち、368万5,000円が国、県の補助事業に該当するということです。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

24ページですけれども、住宅管理費、村営団地に今関連質疑をお許しいただきたいと思ひます。村営団地の管理の面なんです、私よく東江前団地の前の道路を通るんですが、通るたびに前の中庭が草がぼうぼうしているんですね。これは管理は行政がやるのか。そこに居住している皆さんが草刈りをやるのか。通るたびに草がぼうぼうしているものだから、これでいいのかなという思ひがあつて、今質疑をしていますが、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

内田議員お説のとおり、一応この団地の周囲、敷地内の清掃については、居住者がすることになっていますが、やはりこの団地の中にいらっしゃる居住されている方々には、中ではなかなか手持ちで草刈り機とか、そういったものを持っていない方々が多い団地もあります。その中で、やはり東江前団地につきましては、入居者につきましてはかなり母子家庭、それから老人家庭とか、そういった内容でありますので、なかなかこの管理ができていないところがありまして、この件につきましては、議会におかれましては一応質疑を受けまして、その都度に管理者、居住者の中で管理者がいるわけですが、その方を通じてやるように一応は要請はしていますが、そういった実情でなかなか厳しいときには、また建設課のほうとしましても、何らかの協力をしていって、やっている現状でございます。

中にはやはり折目とか、そういった時期になりますと、入居者の皆さんが率先をして、清掃をされているところもあるわけです。一概に全部が全部していないとは言えませんが、先ほどおっしゃる東江前団地につきましては、かなりちょっと手入れがやっていないということの実情はあります。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

私も本来ならば、あそこで居住している皆さんが、それを清掃するというのが、本来の姿だと思うんです。去った伊江小学校校舎、園舎落成式のときに通ったんですが、あのどなたが考えたかわかりませんが、ヤギが1頭、そこに放し飼いをされておりました。これも考え方としては非常にいいなどは思ったんですが、それを10日間ぐらい放しておく掃除もするのかなと思ったんですが、普段からそういったことで、通るたびにそれを感じるものですから、よく居住者の皆さんと話し合いをしていただいて、見たその景観をそぐわないような草刈りを徹底していただきたいということを申し上げたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

各団地含めて、また入居者の方々と話し合いとかしながら、対応をしていきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

進行します。〔「進行」の声あり〕

9款消防費。26ページ。〔「進行」の声あり〕

10款教育費。27ページから33ページまで。〔「進行」の声あり〕

13款諸支出金。34ページから35ページ。〔「進行」の声あり〕

歳出一括して質疑を許します。残りありませんか。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

まことに申しわけないですけども、我田引水な質疑をさせていただきます。

歳出の11ページの民生費、20節、細節101. 養護老人ホーム入所措置費について、もう一度これ説明いただけませんか。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

再度、御説明申し上げます。

63歳男性で、平成28年2月10日から名護厚生園へ措置入所、3月末までの入所費の計上と申し上げました。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻16時35分)

再開します。

(再開時刻16時39分)

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第16号 平成27年度伊江村一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号 平成27年度伊江村一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第17号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算(第6号)の提案理由を説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、本補正予算は、増減なしの歳出のみの補正となっているところであります。補正内容については、担当の医療保健課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋 義 範 君

医療保健課長 亀里裕治君。

○ 医療保健課長 亀 里 裕 治 君

それでは、御説明を申し上げます。

3枚目、歳出1ページをお願いします。

1款1項1目診療所事務費、2節給料から12節役務費までと、19節負担金補助金及び交付金においては、それぞれ実績見込みによる増減補正でございます。

戻りまして、13節委託料、医師紹介業務委託料350万円の減額につきましては、4月から村独自の取り組みで常勤医師の招聘が図られましたので、それに伴う減額計上でございます。

2目透析センター事務費、3節職員手当等から12節役務費まで、それぞれ実績及び見込みによる増減補正でございます。

めくりまして、歳出の3ページ、2款1項1目診療所医業費、補正額40万円、2目透析センター医業費、補正額2万円につきましても、実績見込みによる計上でございます。

歳出4ページ、3款1項1目予備費、補正額980万8,000円の増額補正につきましては、歳出予算相殺による計上でございます。以上で御説明といたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳出款ごとに質疑を許します。1款一般管理費。1ページ、2ページ。〔「進行」の声あり〕

2款診療事業費。3ページ。〔「進行」の声あり〕

3款予備費。4ページ。〔「進行」の声あり〕

歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第17号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第6号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号 平成27年度伊江村診療所特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第18号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ737万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,855万4,000円と定めたいと思います。2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、住民課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

歳入1ページをお願いいたします。3款1項2目療養給付費等負担金3,117万6,000円の減でございます。1節、細節1. 療養給付費負担金2,891万2,000円の減。細節4. 後期高齢者支援金負担金222万円の減、細節5. 介護納付金負担金4万4,000円の減。3目高額医療費共同事業負担金73万6,000円の減額は、2目、3目ともに国からの決定通知に基づき減額してございます。

歳入2ページ、4款1項1目療養給付費交付金442万7,000円の増は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき計上してございます。

歳入3ページ、5款1項1目前期高齢者交付金1,484万円は、1節現年度分、細節1. 前期高齢者交付金1,339万9,000円の増。2節過年度分、細節1. 前期高齢者交付金144万1,000円の増でございます。同じく社会保険診療報酬支払い基金からの通知に基づき計上してございます。

歳入4ページ、6款1項1目高額医療費共同事業負担金73万6,000円の減につきましては、県からの通知に基づき減額してございます。

歳入5ページ、8款1項1目一般会計繰入金600万6,000円につきましては、3節細節1. 保険税軽減分279万1,000円の減。細節2. 保険者支援分888万9,000円の増額につきましては、通知に基づき計上してございます。4節、細節1. 職員給与費等繰入金9万2,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。歳出1ページ、1款1項1目一般管理費、9万2,000円の減は、

実績に基づき減額してございます。

歳出2ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額ゼロでございますが、財源内訳のとおり財源補正をしてございます。

歳出3ページ、2款2項2目退職被保険者等高額療養費60万円の計上は、年度末までに高額療養費に不足が見込まれますので、計上してございます。

歳出4ページ、3款1項1目後期高齢者支援金528万9,000円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき減額をしてございます。

歳出5ページ、6款1項1目介護納付金13万7,000円も、同じく通知に基づき減額してございます。

歳出6ページ、7款1項1目高額共同事業医療費拠出金、補正額はゼロでございますが、財源補正をしてございます。

歳出7ページ、8款1項1目特定健康診査等事業費109万円の減額補正は、4節共済費、7節賃金は実績による減額でございます。

歳出8ページ、11款1項1目一般被保険者保険税還付金11万4,000円の計上は、修正申告等によります還付がございまして、不足が見込まれますので計上、よろしく願いいたします。2目退職被保険者保険税還付金398万2,000円の計上は、平成26年度の退職者被保険者の療養給付費に超過交付がございましたので、その返還に伴う計上でございます。

歳出9ページ、13款1項1目予備費546万3,000円の減額は、本補正予算を財源調整したく減額してございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

以上で、提案理由の説明は終わります。

これから質疑を行います。歳入、1ページから5ページまで。〔「進行」の声あり〕

歳出行きます。歳出も1ページから9ページまで。〔「進行」の声あり〕

歳入、歳出、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第18号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号 平成27年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事日程の都合によりあらかじめ延長させていただきます。

日程第17 議案第19号 平成27年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第19号 平成27年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

本予算も歳出のみの補正となっております。詳細については、住民課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

歳出1ページをお願いいたします。1款1項1目総務管理費10万4,000円の減額は、9節旅費、12節役務費、14節使用料及び賃借料の実績見込みによる減額でございます。

歳出2ページ、4款1項1目予備費10万4,000円の計上は、本予算を調整し、不足に備え予備費へ充当したいと考えております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。1ページ、2ページ、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第19号 平成27年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号 平成27年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号 平成27年度伊江村水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

議案第20号 平成27年度伊江村水道事業会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

第2条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,783万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,881万円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正したいと考えます。

1款資本的支出、既決予定額1,783万9,000円に97万9,000円を補正増し、1,881万8,000円とする補正内容でございます。詳細については、公営企業課長から御説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正 君

御説明いたします。3ページになります。資本的収入及び支出になります。1款1項建設改良費、海底送水ポンプ場から城山のPC配水池がございますけれども、そこに水を送る電力受変電盤を改修するものでございます。2目の配水設備費から1目の送水設備費へ組み替えをいたしまして、なお不足の97万9,000円を増額補正するものでございます。この海底、今説明をしております受変電盤改修工事といえますのは、設置

が昭和60年、経年31年経過をいたしております。実質、耐用年数は10年だと言われているわけですがけれども、丁寧に扱ってここまで引っ張って使用してまいりましたけれども、非常に厳しい状況があります。改修工事をさせていただきたいということでの計上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳出、質疑を許します。3ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 平成27年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 平成27年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第21号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第21号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

第2条、予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいと考えます。収益的収入11款 船舶運航事業収益、既決予定額6億8,415万8,000円に、6,860万円を増額し、7億5,275万8,000円に定めたいと思います。

次に収益的支出 21款 船舶運航事業費用、既決予定額6億8,415万8,000円に、6,860万円を追加し、7億5,275万8,000円にしたいと考えております。

第3条で、予算第5条に定めた経費を次のとおり補正をしたいと思ひます。（1）職員給与費、既決予定額2億1,820万7,000円に、559万5,000円を増額し、2億2,380万2,000円に定めたいと思ひております。詳細については、公営企業課長から説明をさせたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江正君。

○ 公営企業課長 西江正君

御説明いたします。3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の（収入）の部です。11款1項1目運輸収益6,118万2,000円を増額でございます。1節、2節ともに実績を見込んでの計上しております。4節貸船収益、これは伊是名村、伊平屋村への貸船実績による計上をいたしております。2項1目受取利息及び配当金ですがけれども、このことにつきましても、実績を勘案し計上いたしております。5目雑収益、フェリー2船のドックがございましてけれども、それに係る保険適用分でございます。

4ページ、（支出）になります。21款1項1目船舶運航費997万3,000円を増額ですがけれども、2節の手当につきましても、臨時便対応による休日勤務手当や食糧手当による増額になります。それから7節旅費は、

いえしまの定員増の工事を今回行いまして、約10日間期間が延びております。それに係る旅費の分でございます。12節修繕費、これもドック時に追加工事等、いろいろと発生してきますけれども、現在不足が生じておりますので、お願いをしたいと考えております。それから6節、8節、101節、102節、それぞれにおいて不足が生じておりますので、計上をさせていただいております。3目一般管理費382万6,000円の増額です。2節で休日手当の不足、7節では旅費ですけれども、券売機システムの先進地研修、勉強会等がありました。それへの参加でありますとか、代船建造に向けての国、県との調整出張がふえまして、不足が生じております。増額をさせていただきたいと思います。11節監視カメラの改修、これが主な要因ですけれども、不足が生じております。12節では、修繕費、事務所の雨漏り工事等を行いました。そのことによって、増額をさせていただきたいと思います。14節から102節まで、同じく不足が生じております。計上させていただきたいと思っております。4目減価償却費これも固定資産の評価の若干の改正がありまして、それに伴う不足分でございます。

次のページ、お願いいたします。2項2目公課費で、1,100万円の増額ですけれども、これは消費税です。税額改定によるものでありまして、実績で計上いたしております。3目港湾管理費、同じく不足が生じておりまして計上させていただいております。4項予備費、収支の調整をいたしまして4,340万7,000円を計上しております。以上でございます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(収入) 11款船舶運航事業収益、3ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。(支出) 21款船舶運航事業費用、4ページから5ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 平成27年度伊江村船舶運航事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

先ほどの名嘉議員の質疑の中で、答弁保留があるということで、建設課長から申し入れがありますので、答弁をさせます。建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

はい、ありがとうございます。

先ほど名嘉議員の質疑の中で、平成26年度伊江村住宅リフォーム支援事業の実績につきまして、答弁保留をしていましたので報告をいたします。

平成26年度の申請件数は42件、そしてその工事費、事業費が4,130万4,000円、100円未満を切り捨てしてございます。補助金額が749万3,000円、そしてその749万3,000円のうち、国、県への補助事業への申請が15

件ありまして、その補助対象額としまして328万3,000円、国の交付金額としまして164万1,000円、これが2分の1です。県補助としまして82万円、これが4分の1です。市町村費が82万円となっています。以上、報告します。

○ 議長 島袋義範君

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

(散会時刻17時08分)